

第4次知立市
**地域福祉計画・
地域福祉活動計画
(案)**

[2027年度～2031年度]

2027年3月
知立市
知立市社会福祉協議会

市長顔写真を掲載

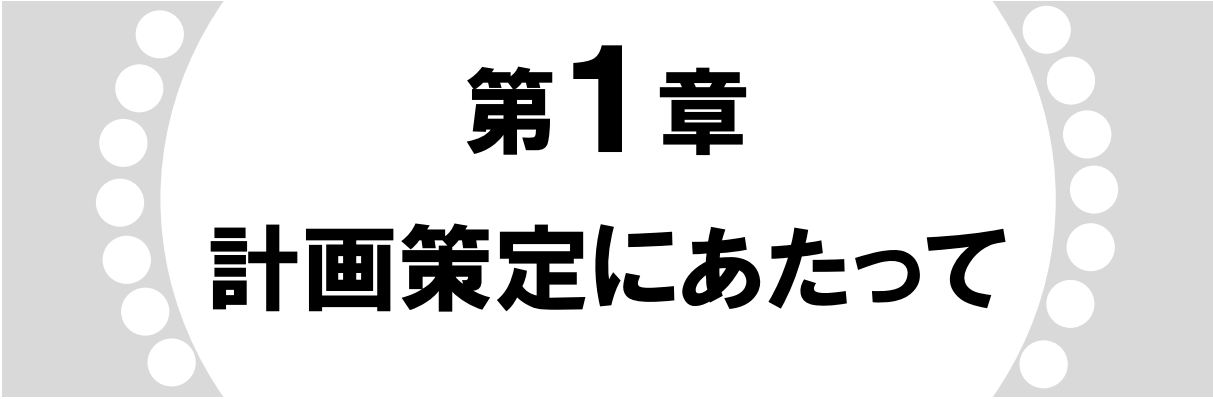
市長あいさつ文を掲載

社協会長顔写真を
掲載

社協会長あいさつ文を掲載

【目 次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の位置づけ	2
2 地域福祉とは.....	5
3 策定の背景.....	7
4 計画の期間.....	9
5 計画の策定体制.....	10
6 計画の推進にあたって.....	11
第2章 現状と課題.....	12
1 統計等からみる知立市の現状.....	13
2 アンケートからみる知立市の現状.....	22
3 ヒアリングからみる知立市の現状.....	27
4 第3次計画の評価.....	29
第3章 計画の基本的な方向.....	31
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	33
3 重点取組.....	34
4 施策体系.....	35
第4章 基本計画.....	37
基本目標1 地域福祉を育む意識と参加しやすい環境づくり	38
基本目標2 みんなで支えあう地域づくり	44
基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり	50
第5章 資料編.....	60
1 策定の経過.....	61
2 知立市附属機関の設置に関する条例.....	62
3 知立市地域福祉計画策定委員名簿.....	69
4 SDGs.....	70



第1章

計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

「第4次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」という二つの計画を一体的にまとめたものです。はじめに、それぞれの計画が何を意味し、どのような位置づけにあるのかを整理します。そのうえで、地域福祉の考え方や本計画を策定する背景を説明します。

1 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

（1）一体的な策定について

地域福祉計画（市町村が策定）と地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会が策定）は、本来それぞれ別に策定される計画です。しかし、地域福祉の推進という同じ目的に向けて、本市と知立市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域の課題やめざす姿（ビジョン）、進むべき方向性を共有し、その上で市の役割と社協の役割をそれぞれ分担しながら施策として位置づけていくため、本計画では両計画を一体的に策定します。これは、同じ方向を向き、しっかりと連携して地域福祉を推進していくという姿勢を、一冊の計画として示すものです。

（2）地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条を根拠とし、市町村が策定する計画です。市町村の地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や仕組みを示す基本計画であり、全ての市民が豊かで住みよい地域コミュニティ※を育み、安心して暮らせる社会をつくることを目的とした計画です。

※地域コミュニティ：地域に住む人と人のつながり。地域住民が主体となり、地域づくりに関する活動をしていく団体・組織（集団）のこと。

■社会福祉法の抜粋

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（3）地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、市町村社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画です。市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条を根拠とし、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。「地域福祉計画」に基づき、市町村社会福祉協議会が市民や社会福祉に関わる人や団体とともに、地域福祉を推進することを目的とした計画です。

2 他計画との関連性

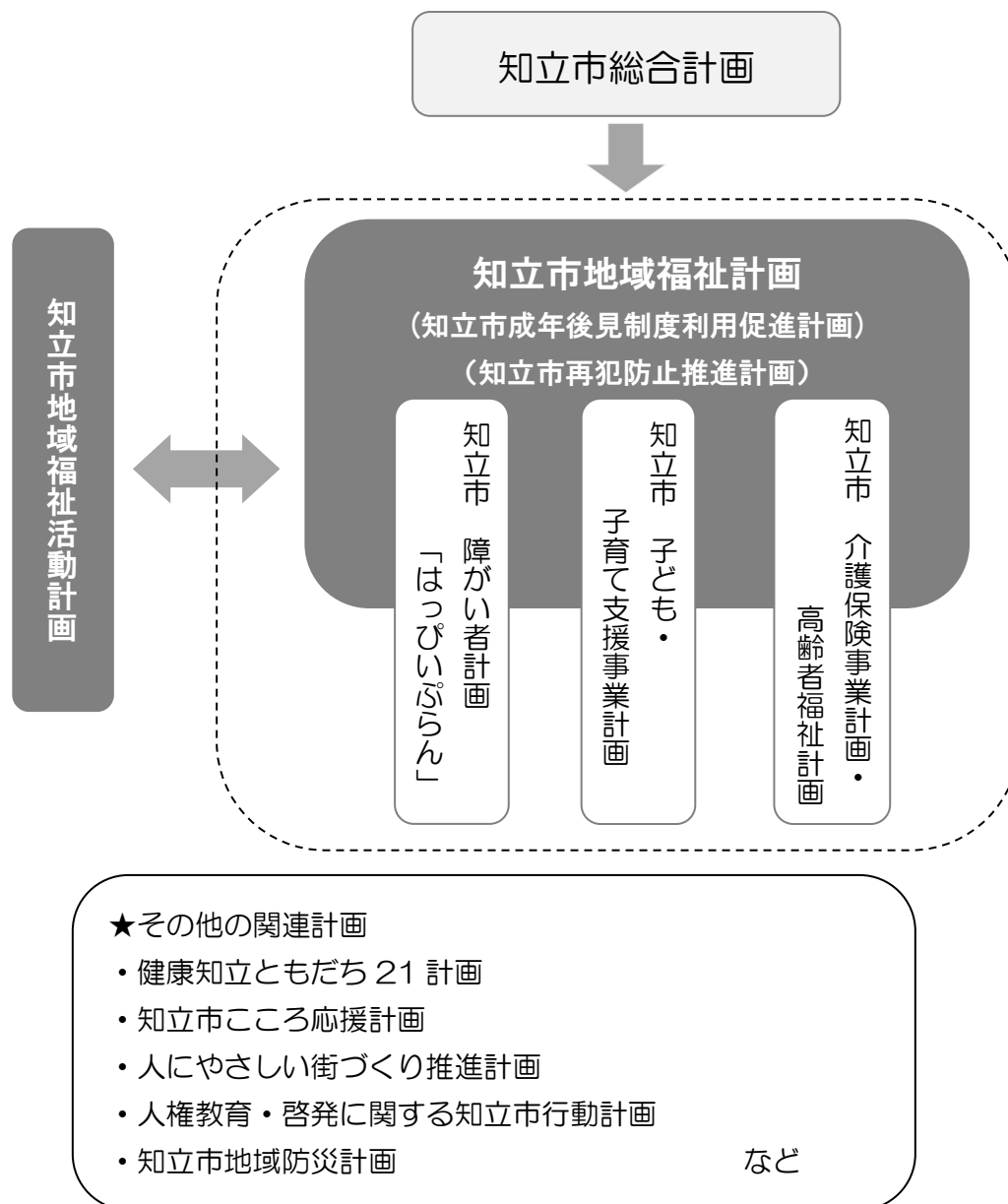
本計画は、本市の最上位計画である「知立市総合計画」の方向性に基づき、策定します。また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、高齢者や障がい者、児童、生活困窮者※に関する福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画を横断的に連携させ、それぞれ縦割りの計画・施策を総合的かつ包括的に推進していくための計画として策定します。

なお、本計画は成年後見制度※の利用の促進に関する法律第 14 条に規定している市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定している市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）と一体的に策定しています。

※生活困窮者：現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、代理人を立てて契約を行ったり、またはそれを取り消したりできるようにする制度のこと。

■「知立市地域福祉計画」「知立市地域福祉活動計画」と他計画との関連性



2 地域福祉とは

地域福祉とはなんですか？

「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるでしょうか。介護や子育て、障がい者を支援するサービス、それらに関わる仕事などを連想する人も多いかと思います。自分が当事者でなかったり、当事者と関わることがなかったり、自宅と仕事や学校の行き来のみで生活している人にはあまり身近に感じられないかもしれません。



しかし、福祉とは元来「幸福」や「生活への充足感」「豊かさ」を意味し、誰にとっても身近なものです。そのなかでも、身近な地域で、市民や福祉に関わる専門家や団体・ボランティアなどが協力し、誰もが安心して生活できるよう、地域の課題に取り組み、解決していくことを「地域福祉」といいます。地域福祉は、子育てや高齢、障がいなどで福祉的なサービスが必要となっても、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができることを目的としています。

福祉＝「幸福」「生活への充足感」「豊かさ」

➡ **地域福祉＝地域でみんなが協力して、誰もが安心して生活できるようにすること**



つまり… **誰にとっても身近で、関わりのあるもの！**



地域福祉の主体は「わたし」

地域福祉の主体となるのは地域と関わる全ての人です。福祉的なサービスを提供する行政や民間の事業所はもちろんですが、地域の市民同士が助けあい、支えあうことが地域福祉を進めるうえで何より重要です。

こどもたちが安心して登下校できるように見守りをする事。

足が不自由な近所のおばあちゃんのためにゴミ出しをする事。

まちで困っている車いすの人にちょっとした手助けをする事。

地域のイベントに参加し、地域のさまざまな世代の人と交流すること。

ちょっとした気づきや行動、地域のつながりを深めることが地域福祉を進める力になります。

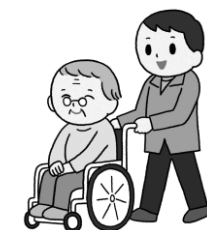
地域福祉の主体は、地域と関わる全ての人！

だから…

地域のちょっとした
気づきや行動、つながりを
深めることが大切！

日頃のあいさつや
交流、見守り

地域のさまざまな人と
交流する場に参加



まちなかで困っている人
にちょっとした手助け

「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉を進めていくにあたり鍵となるのは、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ役割を果たし、機能していくことです。それぞれの考え方や役割は以下の通りとなっています。

●自分のことを自分でする ●自らの健康管理 ●民間サービスの利用 等	自助	●地域での日頃の 声かけや見守り ●ボランティア活動 ●地域団体の活動 等	互助
●介護保険の活用 ●医療保険の活用 等	共助	●高齢者福祉事業 ●人権擁護・虐待対策 ●生活保護 等	公助

3 策定の背景

認知症が進み一人で暮らしていくことが困難なひとり暮らし高齢者、子育ての悩みを相談できず子どもを虐待してしまう保護者、大地震発生時に自力で避難することができない高齢者、障がい者、妊婦、外国人市民など、近年、さまざまな課題を抱える人々を地域でどう支えていくかが社会問題として顕在化しています。

近年では支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方や一つの世帯に複数の問題が存在している世帯のように従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加しており、行政だけでなく市民や社会福祉協議会、ボランティア、NPO 法人などの市民活動団体が連携、協力して対応することも求められています。

国では、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野ごとに公的な福祉サービスを整備してきました。特に、2000 年の介護保険制度の施行以降は、各分野における制度の充実やサービスの拡充が進められました。その一方で、少子高齢化の進行や、核家族の増加、趣味やライフスタイルの多様化による地域への関心の減少により、地域のつながりは希薄化しているといわれています。

他方で、仕事以外での生きがいや役割を求めたボランティア活動への興味・関心の高まりや、社会的な課題の解決を事業目的とするソーシャルビジネス※やコミュニティビジネス※の興隆など、地域や社会との関わりを自ら求める人も増えています。

こういった現状を踏まえ、現行の仕組みでは対応しきれない多様な福祉課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支援「する人」「される人」という関係を超えて地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、助けあい、支えあう地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

本市では、2012 年に、行政が「知立市地域福祉計画」を、社協が「知立市地域福祉活動計画」を策定し、「地域の絆でつくる ^{ともだち} 知立の輪・^わ和・^わ環」を基本理念として地域福祉の充実を図ってきました。

2017 年には市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の連携をさらに強めて課題と取り組みを共有するため、両計画を一体的に策定し、「第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、基本理念を「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」とし、さらなる地域福祉の充実を図ってきました。

2022 年には本市と社協における地域福祉の方向性や重点的に取り組む課題等を示すために「第3次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。地域でさまざまな人が一層連携し、市民誰もが住みよいまちを目指しました。その一方で、地域のつながりを多くの方が必要としていること、複雑化・多様化した課題に対応するために分野を横断した包括的な支援が求められていることが分かりました。

本計画は、これらの状況を踏まえ、今後の本市や社協における地域福祉の方向性や重点的に取り組む課題等を示すために策定したものです。本計画の策定を契機とし、地域でさまざま

まな人が一層連携し、つながりあい、市民誰もが住みよいまちを目指します。

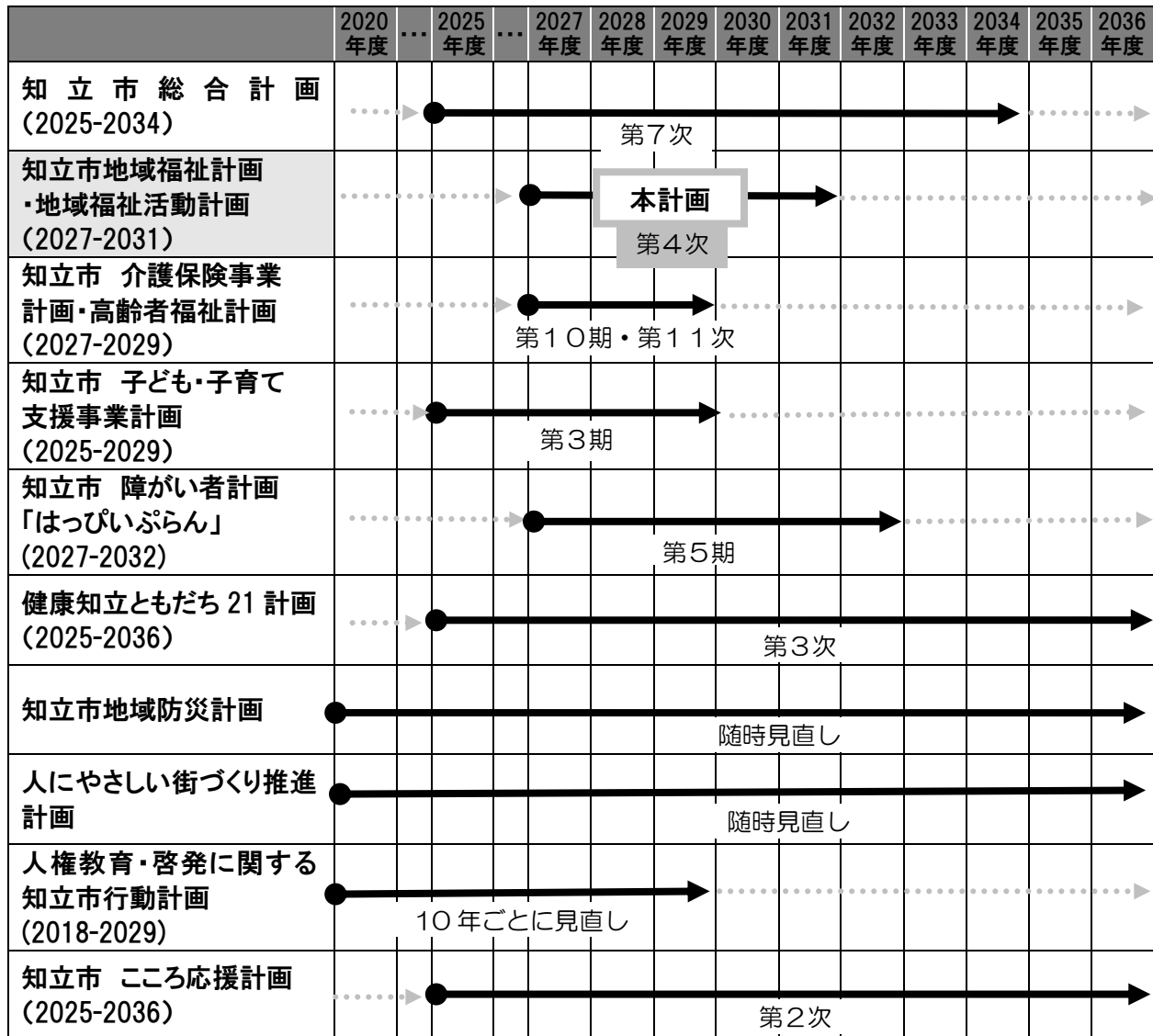
※ソーシャルビジネス：地域社会の多種多様な課題解決に向けて、住民、NPO、企業などが協力しながらビジネスの手法を活用して取り組みを行うこと。

※コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。ソーシャルビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティビジネスは地域的な課題に特に着目する。

4 計画の期間

本計画の期間は、2027 年度から 2031 年度までの5年間とします。

なお、本市を取り巻く状況や経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うこととします。



5 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民や地域福祉活動に従事している市民の意見を把握するため、市民（18 歳以上）、地域福祉活動主体者、小・中学生を対象にアンケート調査を実施しました。

2 関係機関ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、地域福祉活動に従事している組織・団体等の現状や今後の意向を把握するため、地域福祉活動に関わる団体等を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

3 庁内ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、各課で実施している事業や連携の状況を把握するため、ヒアリングシートの記入・聞き取りによる庁内ヒアリングを実施しました。

4 地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉に関わる組織・団体や有識者の専門的な視点を取り入れるため、「地域福祉計画策定委員会」を開催しました。

5 関係各課による計画内容の確認

本計画の策定にあたり、地域福祉に関して庁内で一体的に取り組むため、関係各課の課長等による計画内容の確認・協議を行い、庁内関係各課との連携を図りました。

6 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見・提案を計画に反映するため、「知立市 第4次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」を本市のホームページ等に公表し、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の推進にあたって

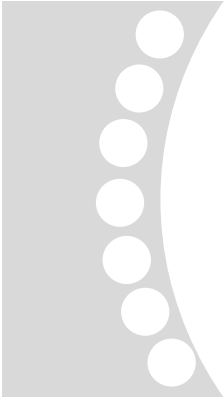
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や社協の取り組みだけでなく、市民や地域活動団体、ボランティア・市民活動団体の活動が重要です。それぞれの主体の役割を意識しながら、協働して計画を推進します。

また、地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域で会議を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や主体的な地域活動を支援します。

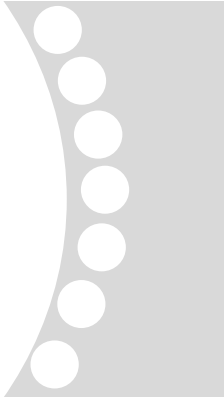
2 計画の進行管理・評価

本計画の検証・評価にあたっては、随時、進捗状況の確認、改善点の検討を行います。また、社会情勢等の変化によっては、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第2章

現状と課題



1 統計等からみる知立市の現状

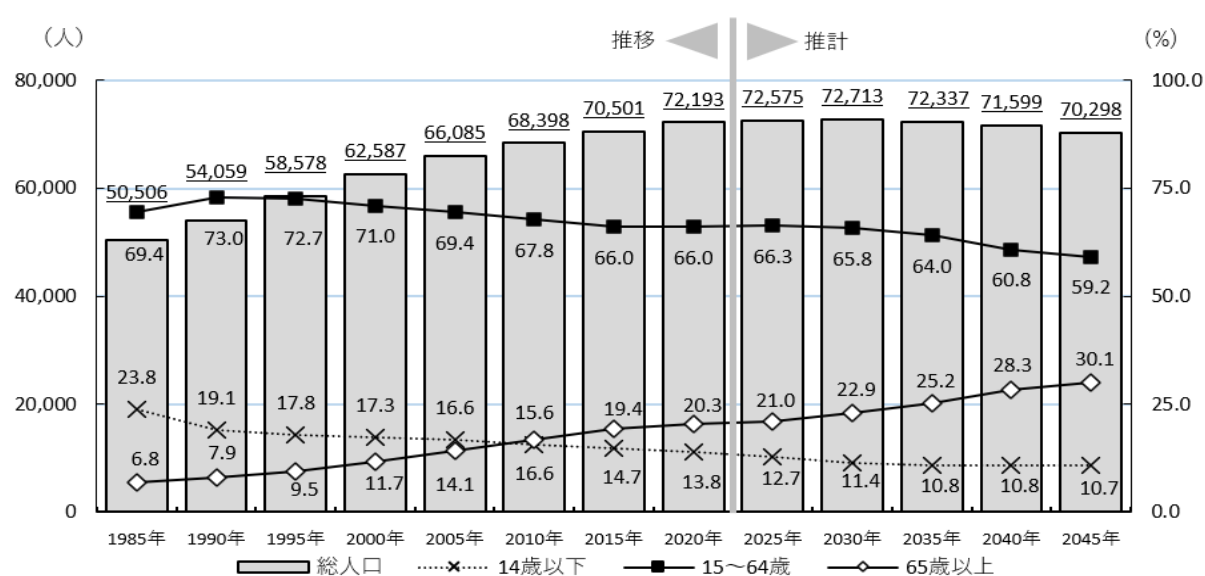
1 知立市の人口の状況

本市の総人口は年々増加していましたが、2030年以降は減少すると見込まれます。

高齢者人口（65歳以上）割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（14歳以下）割合は減少しており、この傾向は今後の推計でも継続することが見込まれています。

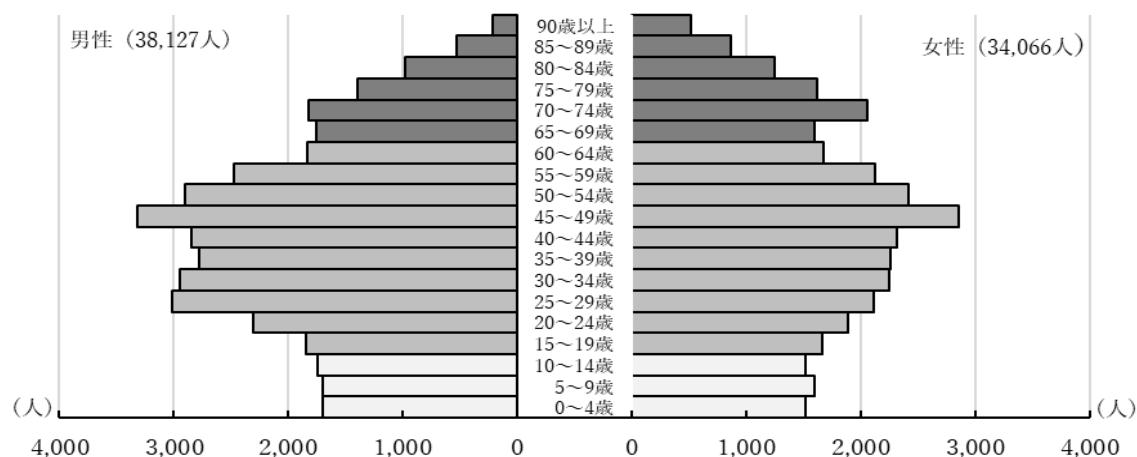
人口ピラミッドをみると、20～40歳代の男性が、同じ年齢層の女性と比べて多くなっています。（20～40歳代の男性45.2%、女性40.1%）

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：（推移）国勢調査
（推計）第7次知立市総合計画

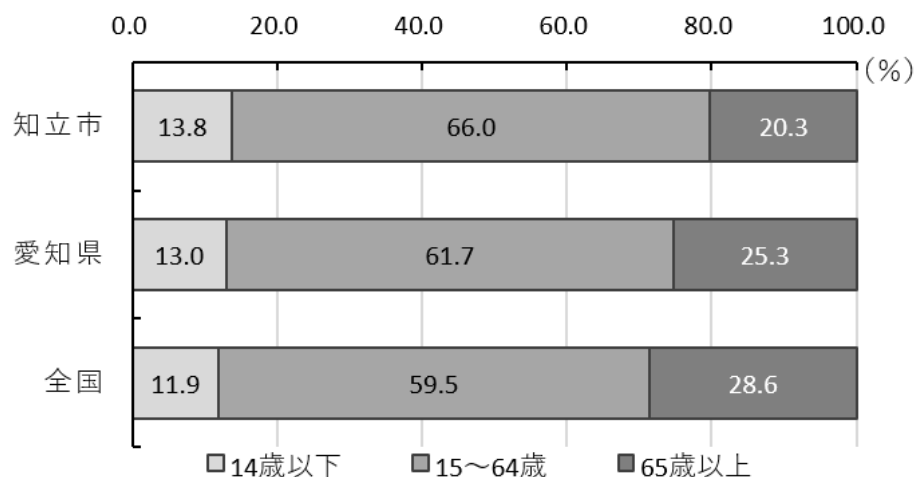
■人口ピラミッド（2020年）



資料：国勢調査（2020年）

本市と愛知県、全国の年齢3区分別人口割合を比較すると、本市は生産年齢人口割合が高く、高齢者人口割合が低くなっています。

■愛知県、全国との年齢3区分別人口割合の比較（2020年）



資料：国勢調査（2020年）

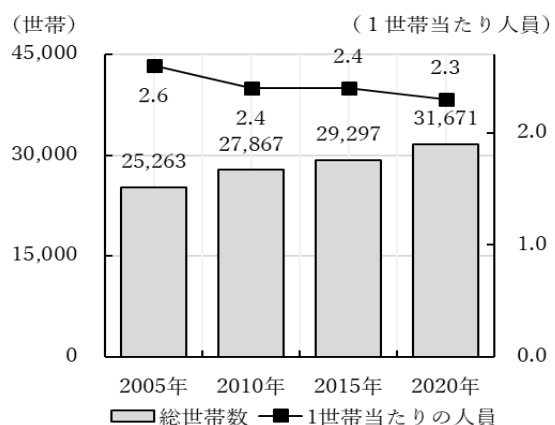
ポイント

- 働き盛り世代や子育て世代にあたる男性人口の割合が高い。
- 今後、少子高齢化が進む。

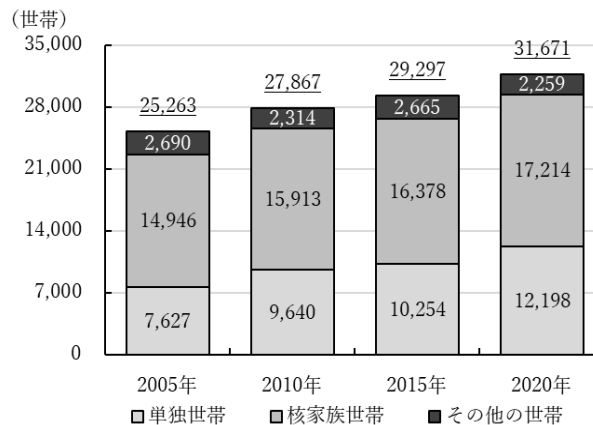
2 知立市の世帯の状況

本市の総世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員数は減少しています。世帯構成の推移をみると、単独世帯数、核家族世帯数は年々増加しています。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移



■世帯構成の推移



資料：国勢調査

資料：国勢調査

ポイント

- 総世帯数は増加しているが、1世帯当たりの人員数は減少している。

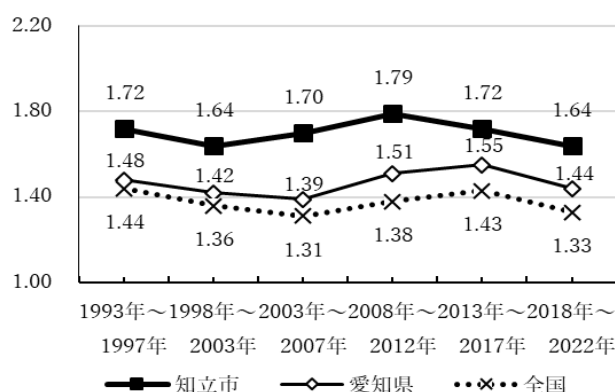
3 知立市の出産・こども・子育ての状況

合計特殊出生率※は、概ね 1.7 前後で推移しています。この数値は愛知県や全国と比較して高い数値となっています。

就学前児童数は減少していますが、保育所等に通う児童数は、横ばい傾向にあります。

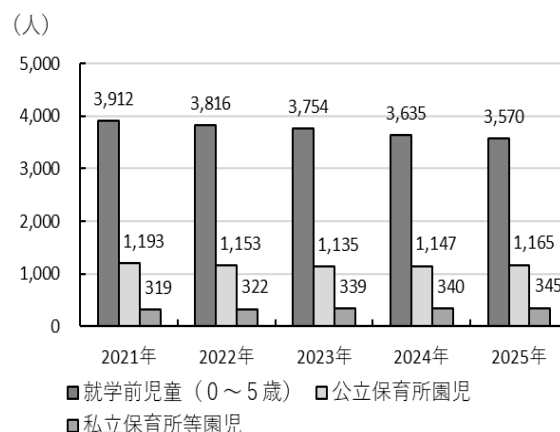
母子・父子世帯数と児童扶養手当受給者数は、減少傾向となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



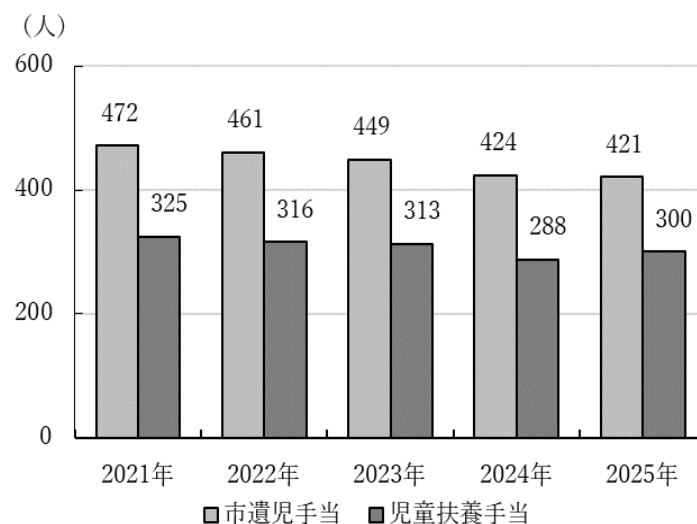
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

■ 就学前児童数と公立・私立保育所等園児数の推移



資料：保育支援課（各年4月1日）

■ 市遺児手当受給者数と児童扶養手当受給者数の推移



資料：こども家庭課（各年4月1日）

ポイント

- 合計特殊出生率は愛知県や全国より高くなっている。
- こどもの数は減少しているが、保育所等に通う児童は横ばいの傾向にある。
- 市遺児手当受給者数、児童扶養手当受給者数は減少の傾向にある。

※合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

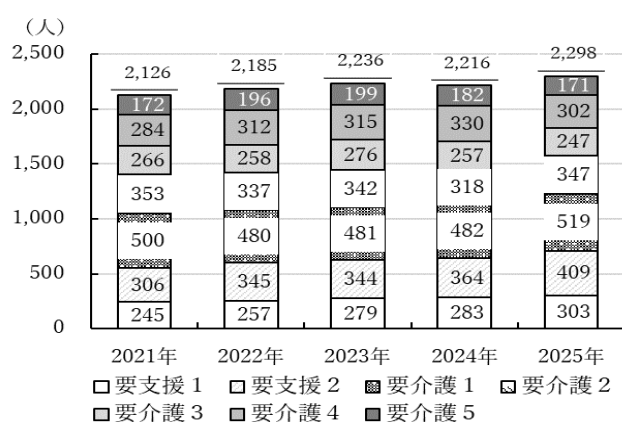
4 知立市の高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向となっており、高齢者人口に対する割合も同様に年々増加傾向となっています。

前期（65～74歳）・後期（75歳以上）高齢者人口割合の推移・推計は、2020年に後期高齢者が前期高齢者の割合を上回りました。以降も後期高齢者が前期高齢者の割合を上回ることが見込まれています。

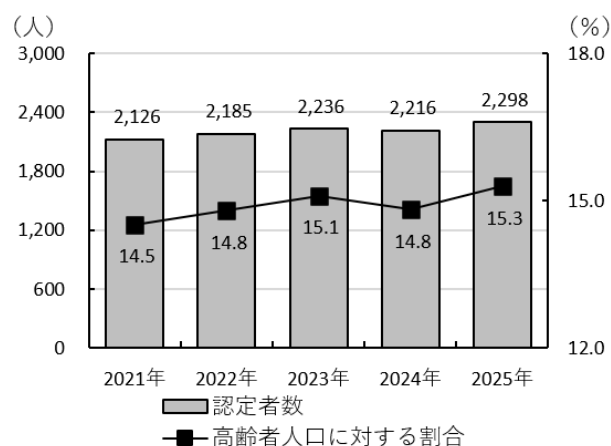
高齢者世帯数は、高齢単独世帯数、高齢夫婦世帯数いずれも年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



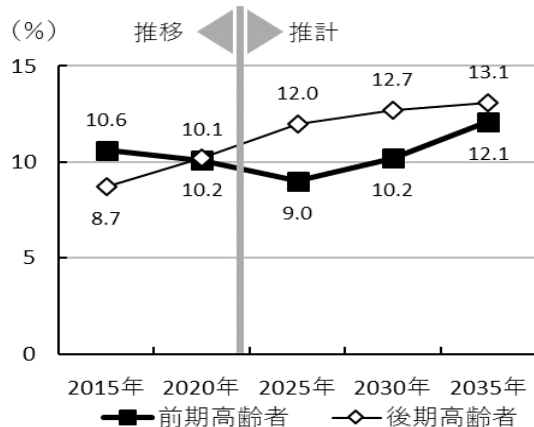
資料：介護保険事業状況報告月報（各年10月31日）

■要支援・要介護認定者数と高齢者人口に対する割合の推移



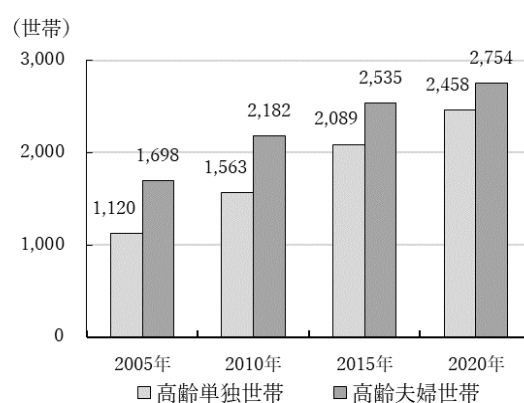
資料：介護保険事業状況報告月報（各年10月31日）

■前期・後期高齢者人口割合の推移・推計



資料：（推移）国勢調査
（推計）第7次知立市総合計画

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

ポイント

- 高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は年々増加傾向となっている。
- 後期高齢者の人口割合が前期高齢者の人口割合を上回っている。
- 高齢者のみの世帯数が増加している。

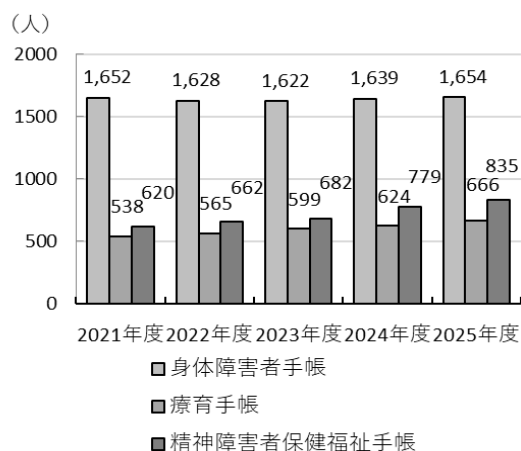
5 知立市の障がい者の状況

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳はほぼ横ばいですが、療育手帳（知的障がい者が取得する手帳）、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向です。

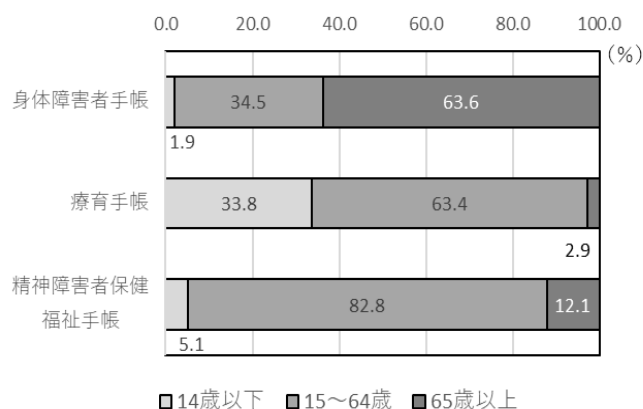
年齢別にみると、身体障害者手帳所持者は 65 歳以上、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は 15～64 歳の割合が高くなっています。

等級別にみると、身体障害者手帳所持者は 1 級、療育手帳所持者は C 判定、精神障害者保健福祉手帳所持者は 2 級の割合が高くなっています。

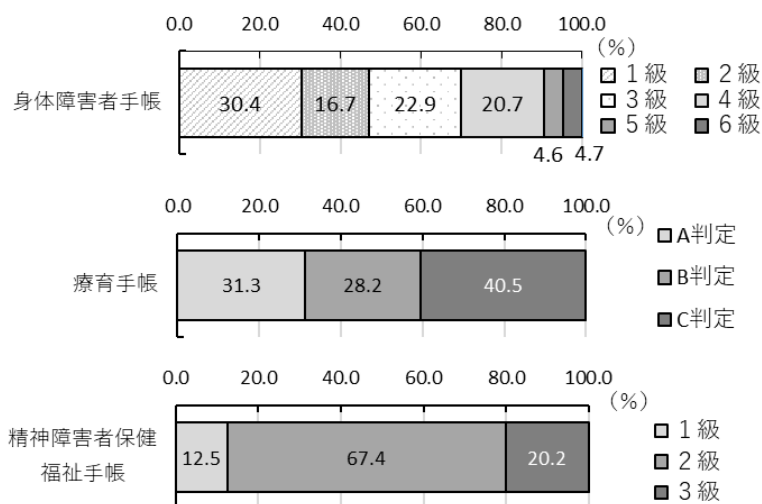
■障害者手帳所持者数の推移



■年齢別障害者手帳所持者の状況（2025 年度）



■等級別障害者手帳所持者の状況（2025 年度）



ポイント

- 身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいとなっているが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっている。
- 身体障害者手帳所持者は重度、療育手帳所持者は軽度、精神障害者保健福祉手帳所持者は中度の割合が高い。

6 知立市の外国人の状況

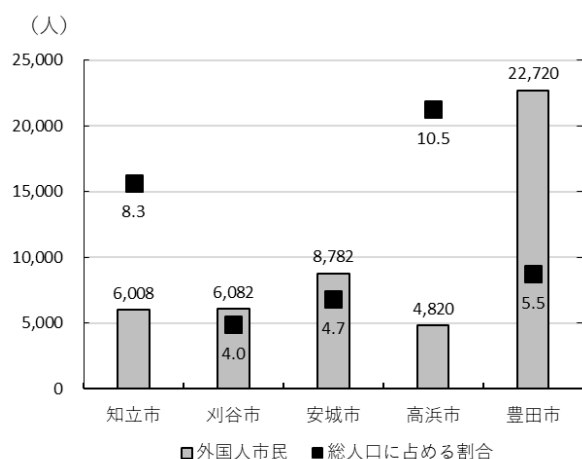
本市は、総人口に占める外国人市民の割合が 8.3%となっており、近隣市と比較して高くなっています。

外国人市民は、人数、総人口に対する割合ともに増加傾向となっています。

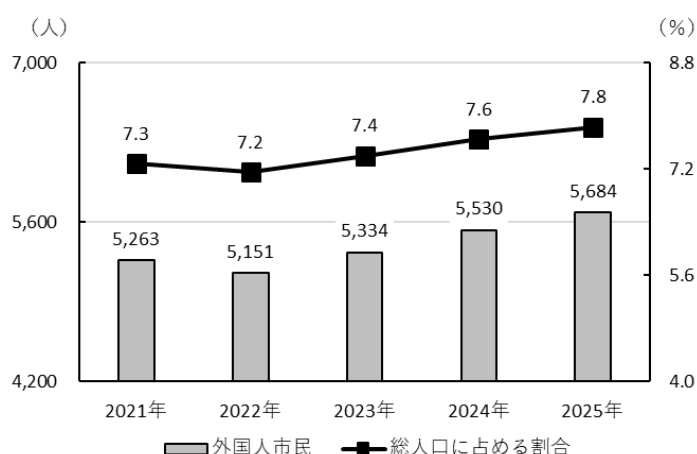
国籍別にみると、ブラジル国籍が 41.9%と多くを占めています。

日本語教育が必要な児童生徒数は 2023 年にかけて増加し、その後はやや減少しています。

■近隣市と比較した外国人市民数と割合の状況



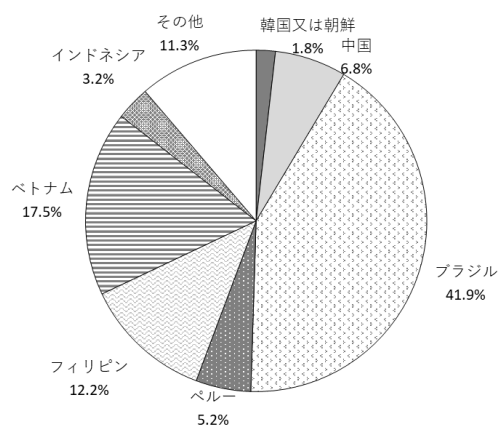
■外国人市民数と総人口に対する割合の推移



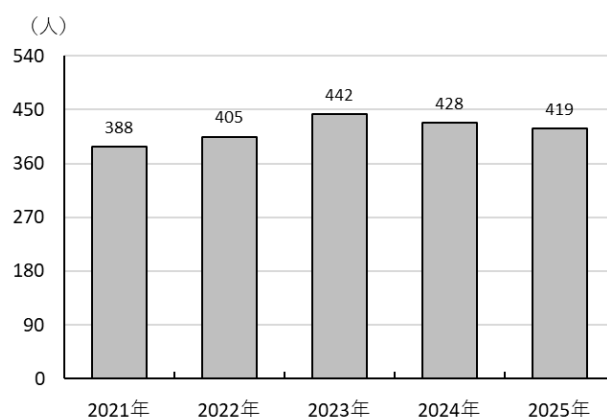
資料：法務省「在留外国人統計」（2024 年 12 月末）
（総人口は、愛知県統計課「あいちの人口」
総人口（2025 年 1 月 1 日）

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）より算出

■国籍別外国人市民割合の状況



■日本語教育が必要な児童生徒数の推移



資料：市民課（2025 年 4 月 1 日）

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日）

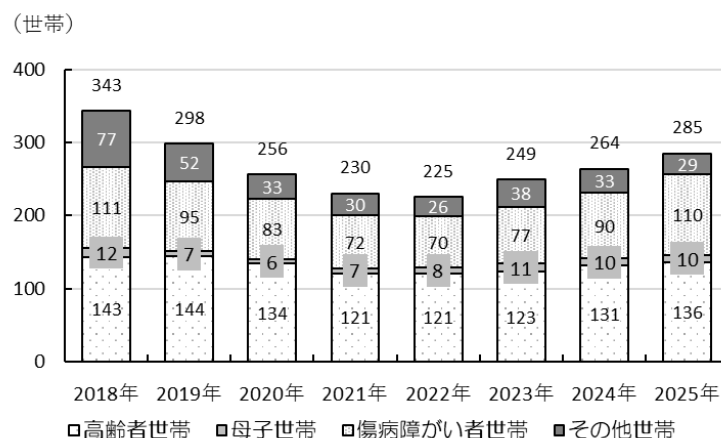
ポイント

- 外国人市民の割合が高くなっており、外国人市民の数も増加している。
- 中南米やアジア圏をはじめ、多様な国籍の外国人市民が暮らしている

7 知立市の生活困窮者の状況

生活保護受給世帯数は、2022 年にかけて減少傾向にありましたが、その後は増加傾向となっています。母子世帯、高齢者世帯はほぼ横ばいとなっており、傷病障がい者世帯は増加傾向、その他世帯は減少傾向となっています。

■生活保護受給世帯数の推移



資料：福祉課（各年3月31日）

ポイント

- 生活保護受給世帯数は近年、増加している。
- 属性別では傷病障がい者世帯は増加傾向、その他世帯は減少傾向となっている。

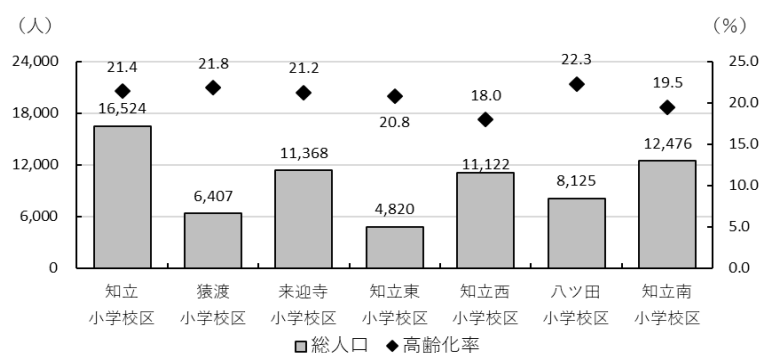
8 知立市の地区ごとの状況

小学校区ごとの総人口は、知立小学校区が最も多く、知立東小学校区が最も少なくなっています。高齢化率は八ツ田小学校区、猿渡小学校区、知立小学校区の順で高くなっています。

小学校区ごとの世帯数も総人口と同じ傾向となっていますが、1世帯当たりの人員数は来迎寺小学校区、知立南小学校区が最も高く、知立東小学校区が最も低くなっています。

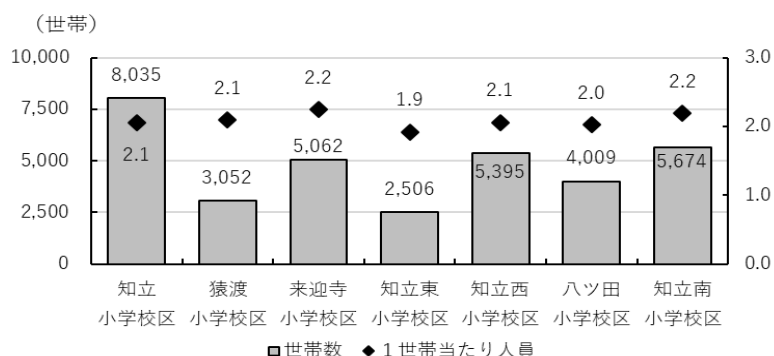
町別外国人市民数と総人口に対する割合は、市全体と比較して昭和地区が突出して高くなっています。

■地区ごとの総人口と高齢化率の比較



資料：福祉課（2026年4月1日）

■地区ごとの世帯数の比較



資料：福祉課（2026年4月1日）

■町別外国人市民数と総人口に対する割合

町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合
長篠町	50人	3.0%	宝町	35人	10.4%	堀切	20人	3.4%	弘法町	24人	1.7%
東長篠	5人	1.9%	宝	33人	1.9%	広見	57人	6.0%	弘法	26人	4.8%
山屋敷町	175人	4.6%	西町	171人	5.8%	東栄	37人	4.1%	西中町	13人	0.9%
山町	159人	5.9%	西	58人	10.1%	新池	75人	4.8%	新林町	263人	4.6%
中山町	36人	5.3%	逢妻町	171人	7.5%	牛田	32人	7.6%	谷田町	138人	2.8%
内幸町	41人	3.9%	西丘町	34人	10.3%	南陽	97人	4.8%	八ツ田町	145人	5.2%
新地町	4人	1.1%	池端	30人	4.0%	昭和	2,896人	47.4%	牛田町	378人	7.7%
南新地	93人	6.7%	弘栄	6人	1.4%	鳥居	79人	5.5%	八橋町	192人	3.5%
中町	29人	4.7%	栄	11人	2.5%	上重原町	77人	2.7%	来迎寺町	15人	1.4%
本町	18人	4.5%	新富	24人	4.9%	上重原	71人	4.7%	合計	5,961人	8.2%
桜木町	76人	8.2%	長田	17人	2.5%	東上重原	50人	3.5%			

資料：住民基本台帳（2026年4月1日）

ポイント

- 高齢世帯の状況や外国人市民の割合など、地区ごとに特徴がある。

9 知立市の地域活動等の状況

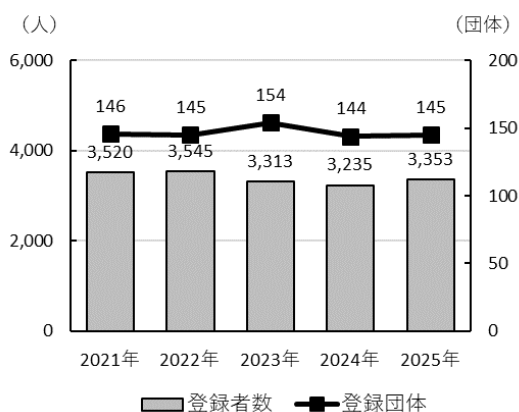
ボランティア・市民活動センターの登録者数・登録団体数は横ばいの傾向となっています。

町内会加入世帯数・加入割合はやや減少傾向にあります。

老人クラブ加入者数・加入割合は減少傾向にあります。

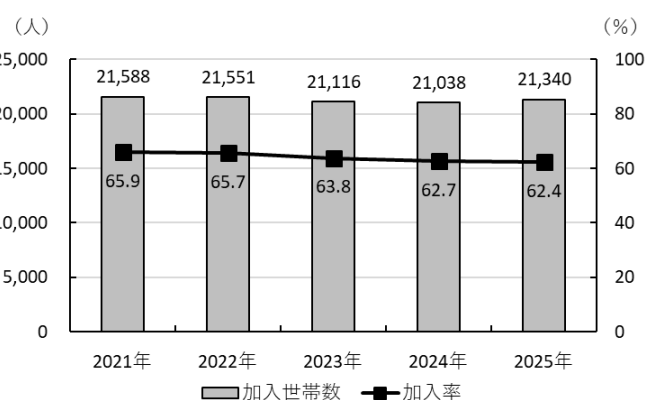
子ども会会員数は減少傾向にあります。

■ ボランティア・市民活動センター登録者数
・登録団体の推移



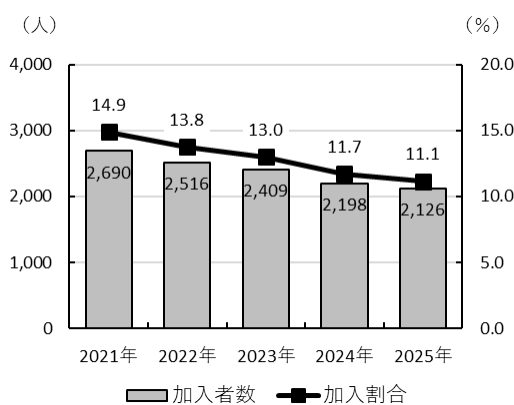
資料：知立市ボランティア・市民活動センター（各年度3月31日）

■ 町内会加入世帯数・加入割合の推移



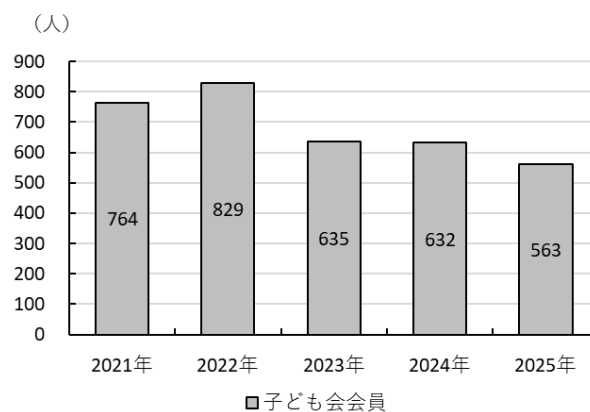
資料：地域活動推進課（各年度4月1日）

■ 老人クラブ加入者数・加入割合の推移



資料：長寿介護課（各年4月1日）

■ 子ども会会員数の推移



資料：生涯学習スポーツ課（各年度12月1日）

ポイント

- ボランティア活動をしている市民・団体、町内会や老人クラブ、子ども会に参加している人は、横ばい・減少傾向となっている。

2 アンケートからみる知立市の現状

1 アンケートの概要

本市の地域福祉に対する市民の認識や意向、活動主体者の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

区分	対象	実施方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
一般市民	知立市に在住する 18歳以上の男女	はがきに二次元 コード記載 Web 回答	2,000	550 (27.5%)
広報	18歳以上の知立 市内在住者、もしくは 市外在住で市内 在勤・在学者	広報ちりゅう、公式 LINE にて周知 Web 回答	—	332
小・中学生	市内小学5年生 中学2年生	依頼文送付 Web 回答	—	990

※前回調査は2021年に実施

2 アンケート結果のまとめ

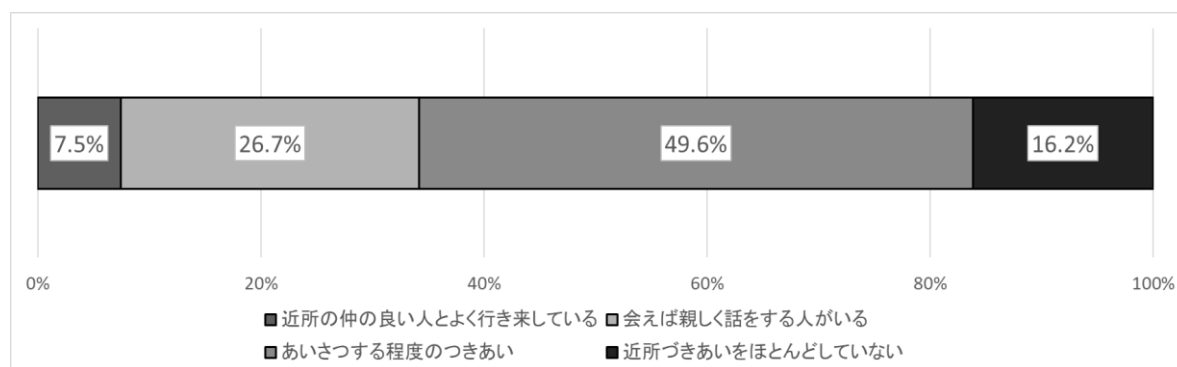
○近所づきあいについて

あいさつ程度の近所づきあいをしている人が多い

一般市民の近所づきあいは「あいさつする程度のつきあい」が最も高くなっています。

また、年齢が上がるにつれ、「近所づきあいをほとんどしていない」が低くなる傾向にあり、何らかの形で近所づきあいをする人が多くなっています。前回調査と比較すると「あいさつする程度のつきあい」の割合が増加しており、親しい近所づきあいは減少しています。

■近所づきあいの程度 一般市民 (n=550)



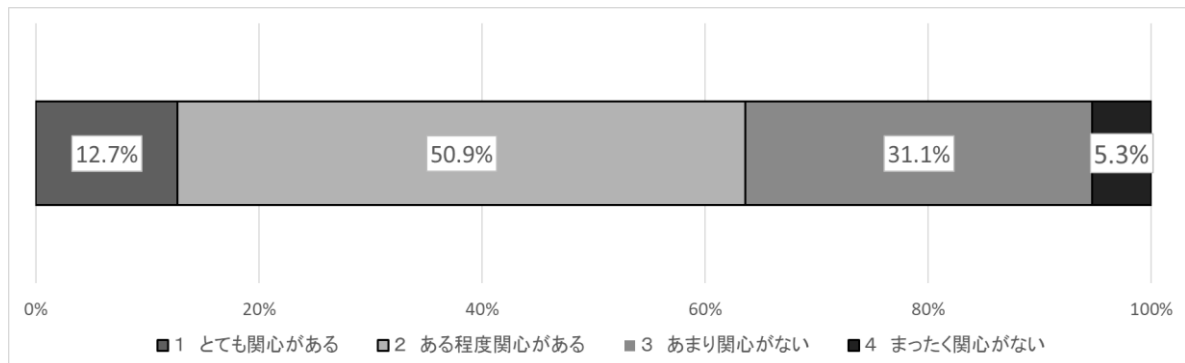
○地域福祉についての関心について

小・中学生では、地域の福祉に関心を持つ人の割合が低い。

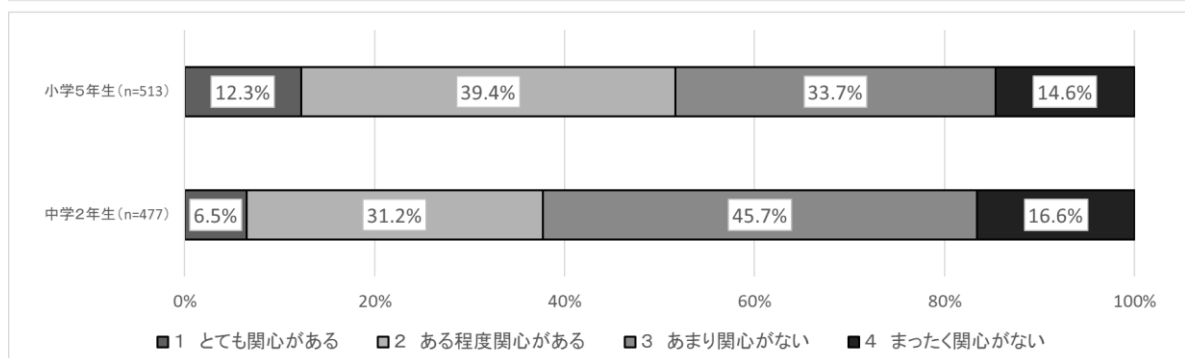
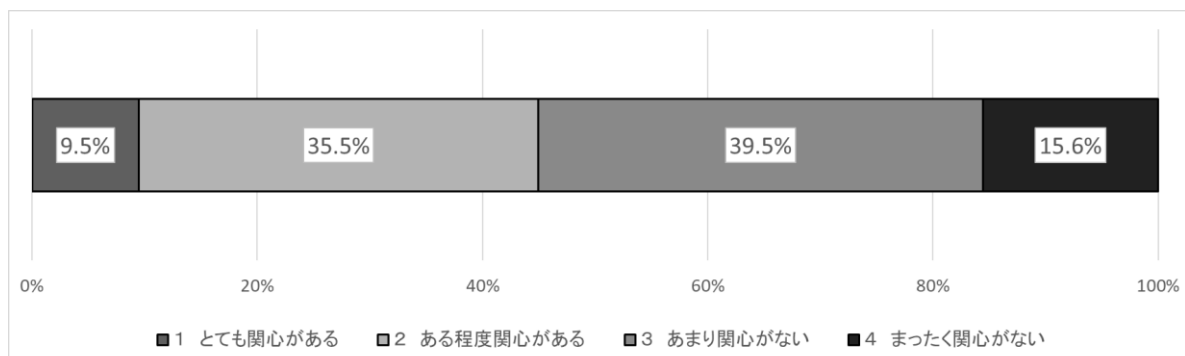
地域の福祉について、「とても関心がある」「ある程度関心がある」人は6割を超えています。年齢が上がるにつれて関心を持つ人は増える傾向にあります。また、小・中学生については、5割を下回っています。中でも中学生は4割を下回っている状態です。

■地域福祉についての関心

一般市民 (n=550)



小・中学生 (n=990)

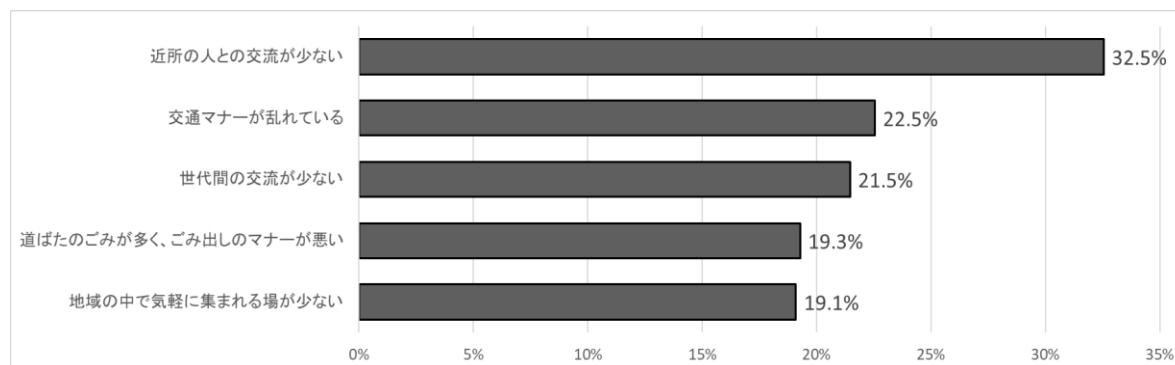


○地域の状況や課題について

地域での交流・集まれる場の少なさを課題と感じている市民が多い。

一般市民が考える地域の状況や課題で回答の多かった事柄を見ると、「近所の人との交流が少ない」「交通マナーが乱れている」「世代間の交流が少ない」といった地域での交流やマナーの悪さを課題と感じている人が多くなっています。

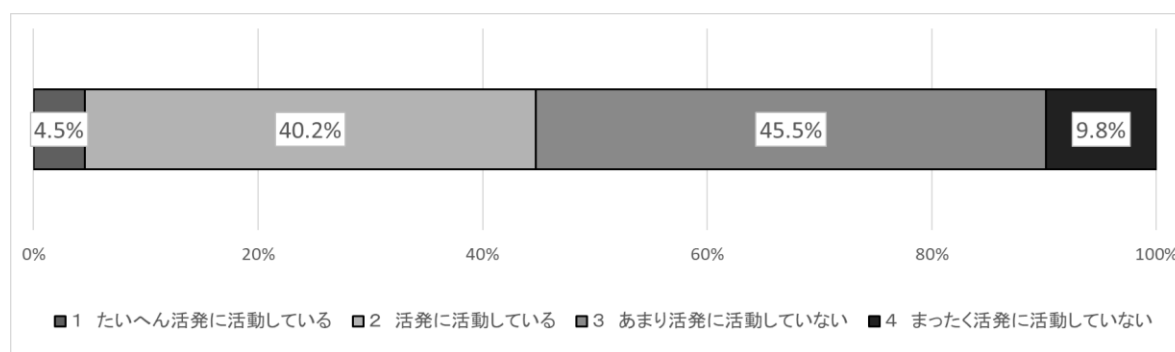
■地域の状況や課題（上位5位）（一般市民）



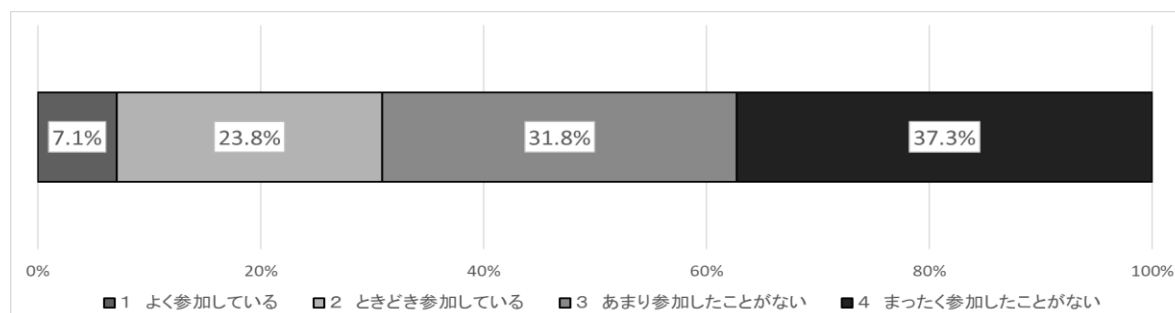
地域の活動が活発に行われていないと考える人が多い。

地域の活動や行事が活発に行われていない（あまり活発に活動していない＋まったく活発に活動していない）と考えている人が半分以上います。また、地域活動に参加したことがない人（あまり参加したことがない＋まったく参加したことがない）については6割以上います。これらの状況は前回調査時と同じような状況となっています。

■地域の活動や行事が活発に行われているか。 一般市民（n=550）



■地域活動等への参加状況。 一般市民（n=550）



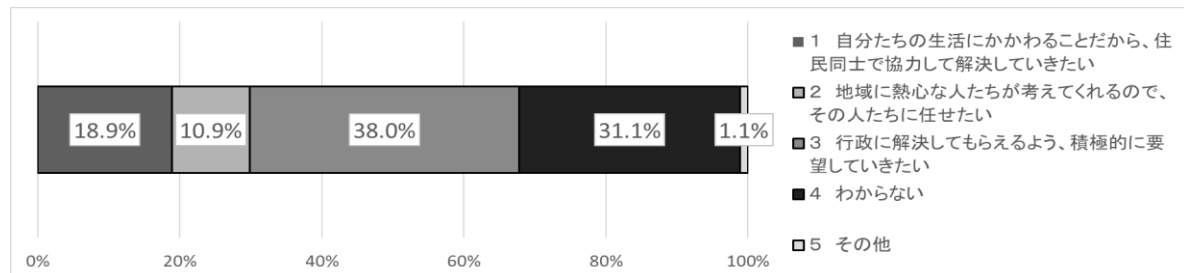
○地域の課題解決について

地域の課題の解決は行政に頼みたいと考えている市民が多い。

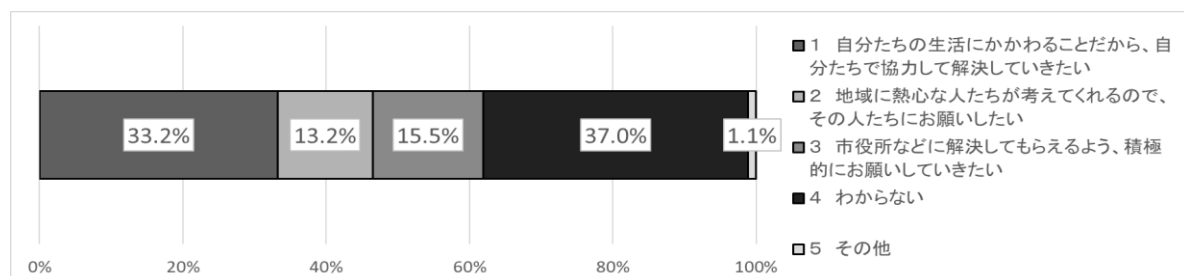
地域の課題をどのように解決していくべきか、という問いに対して「行政に解決してもらえるよう、積極的に要望していきたい」が最も高くなっていました。小・中学生では住民同士で解決していきたいと考えている人が多くなっています。

■地域の課題をどのように解決していくべきか。

一般市民（n=550）



小・中学生（n=990）

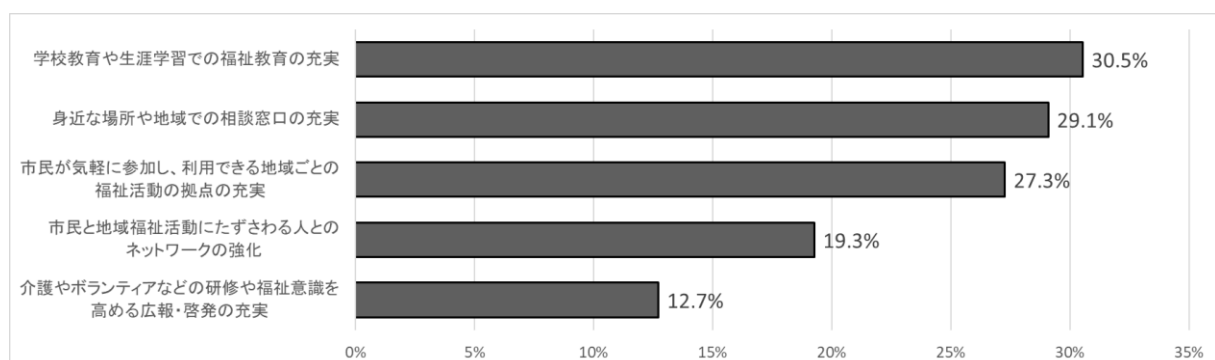


地域福祉の推進には、福祉教育や相談窓口、拠点整備が必要と考える人が多い。

地域福祉の推進に必要なだと考えていることとして、「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」「身近な場所や地域での相談窓口の充実」「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」の順に高くなっており、福祉教育の充実と地域の拠点整備が求められています。

前回調査時には上位5位に入っていなかった「介護やボランティアなどの研修や福祉意識を高める広報・啓発の充実」が今回は入っており、広報の必要性が高まっています。

■地域福祉を推進するために必要なこと（上位5位）（一般市民）



○地域のつながりについて

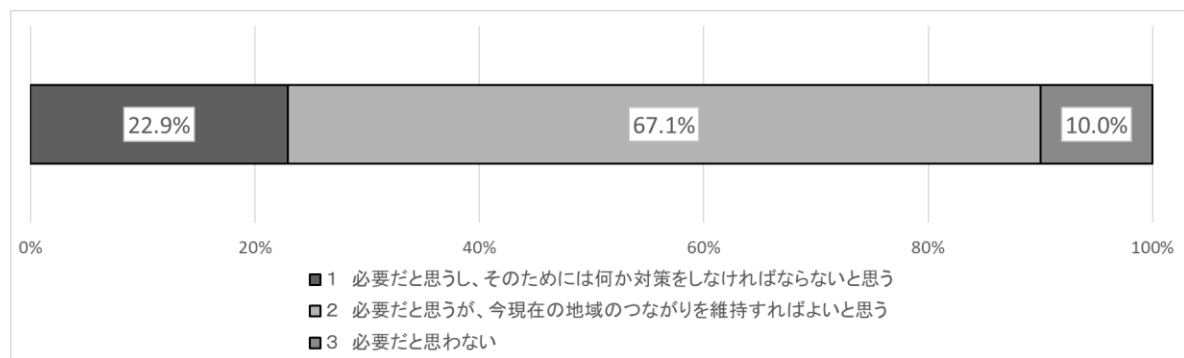
9 割の人が地域のつながりが必要だと思っている。

地域のつながりについて、「必要だと思うが、今現在のつながりを維持すればよいと思う」という回答が最も高く、必要だと思っている人は9割でした。どの年代でも必要と思っている人が多いですが、50歳以上になると9割を超えています。

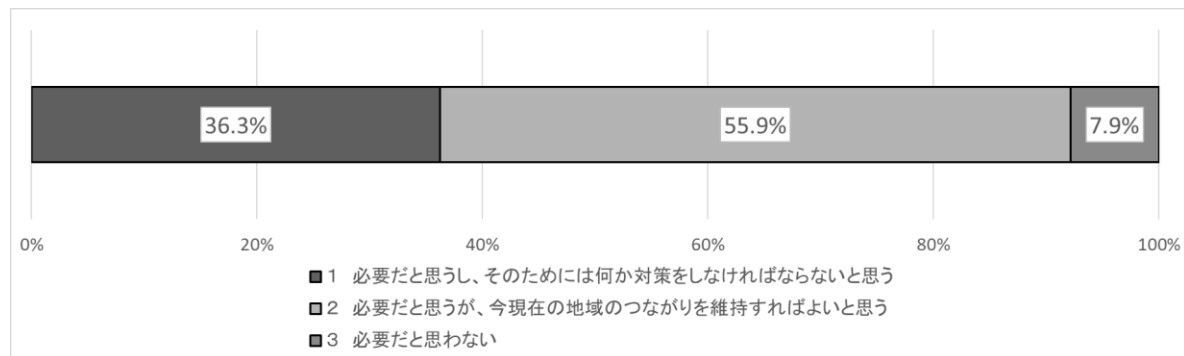
また、広報での結果を見てみると、はがきからの回答に比べて、地域のつながりが必要だと思っている人の割合はより高くなっています。ただし年代によって差があり、18～29歳では2割程度の人が必要ないと思っています。

■地域のつながりを必要だと思うか。

一般市民（n=550）



広報（n=332）



一般市民（n=550）

	1 必要だと思うし、そのためには何か対策をしなければならないと思う	2 必要だと思うが、今現在の地域のつながりを維持すればよいと思う	3 必要だと思わない
個数 / 回答	22.9%	67.1%	10.0%
【年齢別】			
18～29歳	20.9%	65.7%	13.4%
30～39歳	20.0%	68.0%	12.0%
40～49歳	27.3%	59.1%	13.6%
50～59歳	20.8%	71.7%	7.5%
60～69歳	20.8%	70.8%	8.3%
70歳以上	26.9%	65.4%	7.7%

広報（n=332）

	1 必要だと思うし、そのためには何か対策をしなければならないと思う	2 必要だと思うが、今現在の地域のつながりを維持すればよいと思う	3 必要だと思わない
個数 / 回答	36.3%	55.9%	7.9%
【年齢別】			
18～29歳	24.2%	54.5%	21.2%
30～39歳	37.5%	50.0%	12.5%
40～49歳	34.2%	57.5%	8.2%
50～59歳	35.1%	55.8%	9.1%
60～69歳	41.0%	57.4%	1.6%
70歳以上	42.6%	57.4%	0.0%

3 ヒアリングからみる知立市の現状

1 事業者ヒアリングの概要

知立市の福祉を包括的に推進していく観点から、相談支援事業を実施している事業者に対し、多機関との連携状況等の現状や課題を把握するため、シートの記入によるヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング対象事業

- 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- 相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業）
- 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業）
- 自立支援相談事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業）

2 事業者ヒアリング結果のまとめ

（1）他機関との連携について

- 全ての事業において他の機関との連携を実施しているが、連携が円滑に進められないケース、それぞれの機関において対応できることに限界があるケースがあり、対応に苦慮していることがある。
- 地域での見守り活動等を通して、民生委員・児童委員は当事者との信頼関係があり、事業と当事者との橋渡しを行うことができている。
- 事業によっては他の機関や地域、民間事業者と連携し、よりスムーズに適切な支援につなげ、支援体制の構築ができている事例がある。

（2）制度の狭間・対応困難ケースについて

- どの事業でも複合的な課題を抱えていることや適用できる公的サービスがなく、制度の狭間となってしまったことにより対応に苦慮したケースや支援につなげられなかった事例がある。
- 当事者同士のつながり、近所のコミュニティから、公共事業ではない有償サービスにつながることができ、問題解決につながったケースもある。
- 本人が支援を望まないが、支援介入が必要と思われるケースに対して、支援を行う前にまずは、関係性を構築するような支援が必要と考える。

（３）ひきこもり者の把握・対応状況について

- まずは外に出ること、コミュニケーションをとることができる場につなげたいと考えているが、就労支援を主眼としない支援窓口、社会資源が乏しく、つなぐ先がない。
- 相談があれば対応できるような事業もあるが相談がないと状況の把握ができない。そのため、情報の周知を行うことが大切と考えている。
- 8050 問題といった、現状は問題なく生活ができているが、いずれは生活が成り立たなくなってしまうケースが多い。生活が成り立っている間は問題が表面化してこないことにより、支援を望まないことがある。



困っている人を支援していくために、

- 社会資源の把握や発掘により支援手段の拡充を進めること
- 支援体制の円滑な構築のため、各機関や地域間の連携体制を整備すること
- 支援が必要と思われるケースに対してアウトリーチ※等を通じた早期介入を行うことが必要となっています。

※アウトリーチ：支援を必要とする人のもとへ積極的に向かい働きかけて、情報提供や支援の働きかけを行うこと。

4 第3次計画の評価

第3次計画の進捗状況について、各種統計やアンケート、ヒアリングを踏まえて前回計画の重点取組及び基本目標ごとに、課題を以下のようにまとめました。

重点取組

第3次計画では計画の推進にあたり、以下の3項目を重点取組として位置づけて取り組んできました。

重点取組1 さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

重点取組2 地域が中心になる地域づくり

重点取組3 切れ目のない支援の体制づくり

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

主な実施内容	○市ホームページに自動翻訳機能及び音声読み上げ機能を実装し、広報ちりゅう等の情報は、多言語情報発信ツール「カタログポケット」を活用して発信しました。 ○高齢者や障がい者等について正しく理解し、福祉への意識を高める機会づくりのため、福祉実践教室を開催しました。 ○地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターとともに、地域サロン※で認知症に関する知識の普及啓発や、認知症カフェを実施しました。 ○各地区社協で、世代を超えた地域活動への参加促進を図りました。
課題	○活動の拡大にあたって、福祉実践教室の講師の担い手の不足及び高齢化が課題となっているため、支援を行う必要があります。 ○地域活動の参加促進をしたが若者の参加についてはなかなか進んでいない状態であり、内容の見直し、改善が必要となっています。

※サロン：高齢者や障がい者、悩みを聞いてほしい母親など、地域を拠点として住民が運営していく地域における交流や仲間づくりの活動。

基本目標2 みんなで支えあう地域づくり

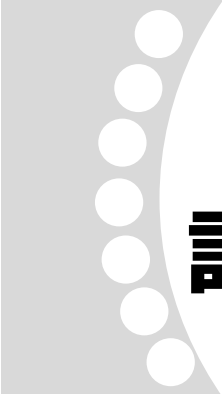
主な実施内容	○町内会、老人クラブなど地域活動を行う団体に対して補助金の交付を行い、地域活動の支援を行いました。 ○市内学校で福祉実践教室を開催し、点字、手話、車いす、要約筆記、高齢者疑似体験など、さまざまな体験活動をボランティアの方々に教わりながら実施しました。 ○家族の介護をしている方や、介護に興味がある方に対し、家族介護教室を実施しました。 ○支えあいの活動に参加していただく方の養成講座を実施しています。
課題	○ボランティアの高齢化が進み、既存団体の解散が増加しているため、知立市ボランティア・市民活動センターと協同して、関心のある市民や参加を希望する市民の取り組み及び団体設立の支援をしていく必要があります。 ○支えあい活動に関する講座の内容に興味を示していただけの方が多い一方で、実際の支えあい活動の参加希望者は増えていかない現状であるため、講座の内容が活用できる環境づくりを検討していく必要があります。

基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり

主な実施内容	○福祉サービスに関する情報を掲載した冊子「知立の福祉」や介護保険制度に関するパンフレットを作成し、配布しました。 ○緊急性や危険性のあるDV※事案に対しては、関係各課と連携し対応しました。一方、緊急性や危険性が低いDV事案に対しては、「女性悩みごと相談」等の支援につなげました。 ○福祉機器のリサイクル事業、「声の広報ちりゅう」の発行、ボランティアによる訪問理美容サービスを実施し、高齢者や障がい者の生活支援を行いました。
課題	○若年層のDV相談窓口の認知度が低い状況であり、相談したくてもできない人への積極的なアプローチが必要です。 ○制度の狭間にある人たちがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）※等による支援を受けられるよう、総合相談窓口の設置を進める必要があります。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫やパートナー（別れた夫や交際中の恋人も含む）から振るわれる身体的・心理的暴力のこと。

※コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域に出向き、支援を必要とする人や世帯が抱える課題を把握するとともに、本人や家族、地域住民、関係機関、団体等との連携・調整を行い、課題の解決に向けた支援を行う職員のこと。個別支援に加え、地域のつながりづくりや、地域で支え合う仕組みづくりを進める役割を担う。



第3章

計画の基本的な方向



1 基本理念

知立市民みんなで “つくりあげる” 地域福祉

戦後、日本では急速に経済成長や工業化・都市化が進み、生活に便利さや物質的な豊かさがもたらされました。一方で、「おたがいさま」や「支えあい」で成り立っていた地域社会の福祉的な分野も、行政等がその役割を担い、対価を払うことでサービスや支援を受けられるようになりました。

しかし、近年の地域社会では、高齢者や障がい者、生活困窮者などさまざまな支援を必要とする人の増加、価値観やライフスタイルの変化による多様な生活ニーズの発生など、さまざまな課題がみられます。また、支援が必要な人の中には、複合的な課題を抱えている人や、抱える課題に対する支援が既存の制度では明確に位置付けられていない人などといった複雑な課題を抱える人も増加しています。これらの課題に対応していくには、行政や社協、事業所等のサービス・支援を充実させていくことはもちろんですが、かつて地域に息づいていた、「支えあいの力」をもう一度見直すことが求められています。

本市は、高齢化率が比較的低く、若い働き盛り世代が多い一方、新たに移住してきた市民は地域との関係性がうすくなりがちという傾向がみられます。また、コンパクトな市域ながら地区ごとに違いがあり、外国人市民の割合が高い地区があることも特徴です。

こうした状況を踏まえながら、誰もが安心して、暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めるには、行政等から提供される福祉サービス・支援を市民や地域が効果的に活用するとともに、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことで、“つくりあげる”福祉を充実させていくことが大切です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」とし、本市の地域福祉施策を推進します。

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を育む意識と参加しやすい環境づくり

地域福祉を推進していくためには、まず市民それぞれが地域に目を向け、関心を持ち、地域の課題を身近なものとして捉えることが大切です。地域福祉について知る・学ぶ機会をつくり、地域への関心を高め、地域福祉を推進する基盤をつくり、地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境をつくれます。

基本目標2 みんなで支えあう地域づくり

地域の中で支えあえるまちづくりを進めるためには、全ての市民が孤立することなく、つながりあう地域づくりが重要です。そのために、地域活動の中心となる団体や、ボランティア・市民活動を行う団体への支援やこれらの活動の担い手づくり、地域での交流の場、居場所の創出などにより、地域の交流、活力の向上を図り、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり

近年、地域における課題は複雑化・多様化しており、行政や社協、事業所等だけでなく、市民や地域活動団体による支援の提供が重要となっています。課題を包括的、総合的に取り扱い、公的な支援を適切に利用するための制度や相談体制の充実を進めます。

また、市民や地域活動団体の活力をいかし、多様な支援を提供できる基盤づくりや必要の人に支援が行き届く仕組みづくりを進め、誰もが孤立することのない地域を目指します。

3 重点取組

「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」に向けて、基本目標を踏まえ、重点的に取り組む事項を定めます。

重点取組1 さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」を実現するためには、誰もが地域について知る機会があり、関心を持つこと、そして実際に活動に参加することが必要です。

アンケート結果より、機会があればボランティア・市民活動に参加したいという人が多いことが分かりました。

全ての人が福祉に接する機会を持てるよう、引き続き情報提供に取り組みつつ、福祉に触れる第一歩となるようなきっかけづくりに重点的に取り組みます。

重点取組2 地域が中心になる地域づくり

地域によって、現状や課題、地域資源の状況はさまざまです。地域福祉を推進していくためには、行政はもちろん、それぞれの地域で地域住民が主体となり、地域ごとの現状や特性、課題に合わせた取り組みが行われることが重要です。

これを踏まえ、地域と行政で連携し、各地域の実情に合わせた地域づくりの推進、社会資源の可視化に重点的に取り組みます。

重点取組3 切れ目のない包括的な支援の体制づくり

地域住民が抱える課題は様々であり、近年は特に複雑化・複合化した課題を抱える人も増えてきています。誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、複雑化・複合化した課題を総合的に受け入れ、適切な支援につなげる仕組みづくりが重要です。

これを踏まえ、地域住民の困りごとを包括的に捉え、関係機関等が一体的に関わり、切れ目のない支援につなげることで、支援を必要とする人が孤立してしまうことがない体制の構築に重点的に取り組みます。

4 施策体系

知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉

基本目標1 地域福祉を育む意識と参加しやすい環境づくり

重点取組 さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

—— 施策1 広報・啓発活動の充実

—— 施策2 福祉の心を育む教育の充実

—— 施策3 地域活動・ボランティア活動の参加しやすい環境づくり

基本目標2 みんなで支えあう地域づくり

重点取組 地域が中心になる地域づくり

—— 施策1 地域のネットワークの強化

—— 施策2 地域における出会いと交流のまちづくりの推進

—— 施策3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標3 必要な支援につながる仕組みづくり

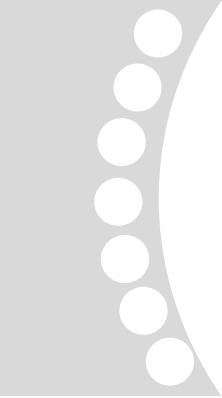
重点取組 切れ目のない包括的な支援の体制づくり

—— 施策1 情報発信と相談支援体制の充実

—— 施策2 生活課題を抱える人への包括的支援

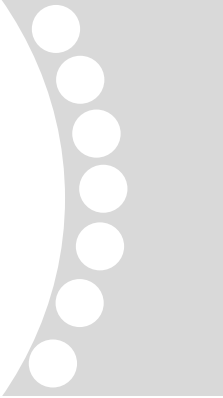
—— 施策3 権利擁護の推進

—— 施策4 自立・共生及び社会参加への支援



第4章

基本計画



地域福祉を育む意識と参加しやすい環境づくり

重点取組

さまざまな人が地域福祉に触れる機会づくり

施策1 広報・啓発活動の充実

● 現狀・課題

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉や地域活動に関心を持ち、主体的に関わることが大切です。

しかし、福祉に関する情報の入手状況は依然として十分とは言えず、アンケート調査では「入手できている」（「十分入手できている」＋「ある程度入手できている」）が3割に満たない状態となっており、年齢が上がるほど入手できている割合が高くなっています。情報の入手先は「市の広報紙、ホームページ」「回覧板」が高くなっています。情報発信手段が多様化する一方で必要な人に必要な情報が届いていないケースもあり、情報格差への対応が求められています。

また、市民の地域福祉への関心は6割程度となっており、特に「高齢者支援」「地域防犯」「子育て支援・ひとり親家庭支援」に対する関心が高くなっています。

社会福祉協議会の認知度は、全体で約3割となっており、年齢が上がるほど高くなる傾向にあります。

今後は高齢者や障がい者、外国人市民など、誰もが必要な情報を適切に受け取ることができるよう「広報ちりゅう」や市ホームページ、回覧板に加え、SNS※等の多様な媒体を活用し、分かりやすい表現、多言語化等に配慮した情報発信が必要となります。また、市民や地域活動団体へ地域福祉に関する情報の発信を継続していくとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、アウトリーチ型の情報発信の充実を図る必要があります。

※SNS：Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。最近、会社や組織の広報としても利用されている。

市の取り組み

- ◆「広報ちりゅう」や市ホームページ、町内会への回覧文書、SNS等の媒体を活用し、各種福祉サービスや福祉意識を啓発する情報を発信します。
- ◆福祉健康まつり等のイベントや講座等の機会を活用し、地域福祉に関する意識啓発を図ります。

- ◆ アウトリーチ型の情報発信、SNS の活用や外国語翻訳、音声読み上げ機能の活用等の広報・啓発媒体の多様化を図り、広報・啓発の機会の充実を図ります。

■ 社協の取り組み

- ◆ 「社協だより」を毎月発行するとともに、社協ホームページ・SNS を併用し、こどもから高齢者、外国人市民まで届く情報発信に取り組みます。各媒体の役割を整理し、それぞれの特性に応じた運用とします。
- ◆ 社協ホームページの多言語対応とスマートフォンでの閲覧環境を活用し、外国人市民への情報提供を充実します。社協と関わる入口（相談・ボランティア・寄付・地域活動）が分かるよう、コンテンツの整理を進めます。
- ◆ 知立市福祉健康まつりを市民が福祉を身近に感じられる機会として開催します。こども向けの学習教材など、関心を持ちやすい教材の制作・発信にも取り組みます。
- ◆ 認知症や障がいへの理解を進める講座・事業を実施します。
- ◆ 視覚障がい者等のために、声の広報ちりゅうをボランティアの協力により録音・配付します。利用希望者の拡大に向けて、相談支援専門員等を通じた周知に取り組みます。
- ◆ 知立市共同募金委員会の実施計画に基づき、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進に協力します。募金の意義や使い道が伝わるよう、広報媒体を通じた周知に努めます。
- ◆ 支援に役立つ各種制度・サービスの情報を、必要な方に届くよう、分かりやすく整理して発信します。
- ◆ 地域の実情を分かりやすく伝える広報物を作成・発信します。

市民・家庭では…

- さまざまな媒体からの福祉情報の入手
- 地域福祉に関するイベント等への参加
- 講座等から学んだ知識・体験の周知・実践

地域・団体では…

- 市や社協から発信された情報の活用
- 地域福祉に関するイベント開催への協力

施策2 福祉の心を育む教育の充実

● 現狀・課題

地域福祉を実現するためには、人と人とが支えあう意識や相互理解、思いやりといった「心の醸成」が不可欠です。こうした福祉の心を育むため、地域住民が高齢者やこども、障がい者等について理解を深め、福祉への意識を高め、行動につなげていくことが重要です。アンケートにおいても、一般市民の考える地域福祉の推進に必要なこととして、「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」が高くなっています。

本市では、これまで社協が市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を行うとともに、児童生徒のボランティア活動を推進しています。また、市職員や教員に対しても福祉意識を高めるため研修等を実施してきました。

一方で、地域社会におけるつながりの希薄化や価値観の多様化が進む中、地域住民同士が互いに関わりあい、支えあう機会が減少しています。地域福祉は、一部の人が支えるものではなく、誰もが支える側にも支えられる側にもなり得るものであり、日常の中で互いに助けあう関係づくりが重要です。

しかし、このような活動について、「特定の人が担うもの」といった意識があり、地域の課題をどのように解決していくべきか、という問いに対して「自分たちの生活にかかわることだから、住民同士で協力して解決していきたい」と回答した人は2割に満たない程度です。

今後は、地域住民一人ひとりが地域福祉を自分自身の課題として捉え、地域活動に参加しやすくするために、地域住民が福祉について学ぶ機会を設け、福祉に関する正しい理解を進めるとともに、福祉に関心を持ち、支えあいの仕組みに関わるきっかけ作りをしていくことが必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 地域住民が高齢者や障がい者等について正しく理解し、福祉への意識を高める機会づくりのため、福祉実践教室の開催を推進することや体験教室への参加の呼びかけなどを実施していきます。
- ◆ 各種団体や市民が福祉に対する理解を深め、また福祉に対する関心を持つきっかけを作るため、各種研修・講座の実施や受講の勧奨を進めていきます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 市内の小学校・中学校・高等学校等で福祉実践教室を実施します。中学校での開催が広がっていないため、学校との対話を通じて実施の幅を広げます。
- ◆ 障がいのある当事者と協働で教材を開発するなど、こどもたちが「自分ごと」として考えられる福祉教育を進めます。映像教材や出前講座等、参加しやすい形を工夫します。

- ◆ 市内全ての小・中学校・高校・専門学校を社会福祉協力校に指定し、助成金の交付等により学校の福祉活動を支援します。協力校未指定の学校に対しては、校長会・社会福祉協力校担当者会議を通じて働きかけを行います。
- ◆ 校長研修・社会福祉協力校担当者会議・教員初任者研修を通じ、教職員の福祉意識の向上を図ります。学校現場で活用しやすい資料づくりに努めます。
- ◆ 夏休み等を活用し、小・中学生・高校生を対象としたボランティア体験学習を実施し、ふれあい・いきいきサロン体験や福祉施設・子ども食堂・学習支援等での体験機会を提供します。
- ◆ 福祉実践教室の講師となるボランティアの確保・育成に取り組み、当事者や経験者が次世代に伝える仕組みを大切に育てます。

市民・家庭では…

- 福祉教育に関する事業への参加
- 学校等で学んだ福祉の知識・体験の実践

地域・団体では…

- 学校や企業、地域における福祉教育への協力

施策3 地域活動・ボランティア活動の参加しやすい環境づくり

● 現狀・課題

地域で支えあう仕組みを構築していくためには、福祉に関する理解を深めるとともに、その学びを実際の行動につなげていくことが重要です。地域活動やボランティア活動は地域福祉の推進に重要な役割を果たしていますが、近年は町内会や老人クラブ、子ども会の加入者が減少傾向となっています。また、アンケートでも地域の活動や行事が活発に行われていないと感じている人が5割を超えており、地域内のつながりを強くするための取り組みが必要となっています。

また、ボランティア・市民活動は「参加している」が1割弱となっているのに対し、今後の活動について「ぜひ、参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会（きっかけ）があったら参加したい」が4割弱となっており、参加意欲のある市民を様々なボランティア・市民活動につなげられるような情報発信や相談・支援が必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 地域福祉活動を行う団体に対し、助成金の支給や活動内容の発信などにより活動の支援を行います。
- ◆ 地域福祉活動を行う団体の継続的な活動を支援するため、自主財源の確保に関する相談や情報提供を実施していきます。
- ◆ ボランティア・市民活動の支援、拡充等を行うボランティア・市民活動センターに対して、運営の支援を行います。

■ 社協の取り組み

- ◆ ボランティア・市民活動センターとして、活動場所の提供、機材の貸出し、助成金の支給・助成制度の周知を通じ、市民の活動を支えます。ボランティア・市民活動連絡会議を継続開催し、団体間の情報共有・交流の場を提供します。
- ◆ 「短時間でできる」「一度だけでも参加できる」など、入口のハードルを下げたボランティア体験の機会を増やします。受講だけで終わらないよう、活動の場とのマッチングまで丁寧に支援します。
- ◆ 子育て支援、子ども食堂、学習支援など、若い世代が関心を持ちやすい分野のボランティア活動について、情報発信と参加機会の創出を進めます。
- ◆ ボランティア活動保険・行事用保険の加入を促進し、安心して活動できる環境を整えます。
- ◆ コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター※が地域に出向き、ボランティアの相談や活動継続に向けた支援を行います。
- ◆ 地区社会福祉協議会について、現行の枠組みを維持しつつ、地域の実情に応じた新たな仕組みへの見直しを地域とともに検討します。

- ◆ 子ども食堂や学習支援を行う団体に対して、物資の提供や運営相談を通じた継続的な支援を行います。学用品等リサイクル事業など、地域で活動する団体と連携したこども・家庭への支援にも取り組みます。
- ◆ 衣浦定住自立圏の市民活動情報サイトを活用し、広域での情報発信・団体交流を進めます。

※生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域における生活支援サービスや支え合い活動の充実を図るため、担い手の発掘・育成、地域団体や関係機関とのネットワーク形成、地域資源の把握・活用などを担う人材のこと。

市民・家庭では…

- 町内会や地域活動団体等、自分ができそうな活動への参加
- 興味があるボランティア活動への参加
- 友人・知人と一緒にボランティアが開催するイベント等への参加
- ボランティア・市民活動センターへの登録

地域・団体では…

- 地域や団体で行っている活動の発信
- 地域活動団体への参加の呼びかけ
- 公共施設や助成金等の効果的な活用
- ボランティア活動に関する情報の発信
- ボランティア・市民活動センターへの登録

みんなで支えあう地域づくり

重点取組 地域が中心になる地域づくり

施策1 地域のネットワークの強化

● 現狀・課題

地域活動団体や関係機関の連携は重要であり、情報共有や協働による課題解決が求められています。複合的な課題に対応するためには、分野を超えた連携が必要です。

事業者ヒアリングの中で、どの事業においても他機関と連携を行っていることが確認できた一方で、連携を円滑に進められていないケースもみられました。支援体制の円滑な構築のために地域で活動する団体、関係機関が集まり、交流する機会の創出が求められています。

市の取り組み

- ◆ 地域の人が集まる会議の開催や各種講座の実施等により、地域活動団体やボランティア等の交流機会を提供し、連携と協働を支援します。
- ◆ 地域だけでは解決できない課題を地域と関係機関の間で共有し、一体的に課題解決に取り組む仕組みづくりを進めます。

社協の取り組み

- ◆ 市内で活動するふれあい・いきいきサロンの情報交換会を行い、地域の実情に合ったサロン運営と活動継続を支援します。新たなサロン立ち上げが鈍化しているため、運営者の負担軽減や立ち上げ支援の工夫を進めます。
- ◆ コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターを軸として、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、老人クラブ、地域の福祉施設、ボランティアなどがゆるやかにつながる体制を整えます。コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターの存在と役割が地域に伝わるよう、現場での活動を通じて認知度を高めます。
- ◆ 地域ケア会議を継続して開催し、個別事例から地域課題を抽出し、必要な社会資源の発掘・開発につなげます。
- ◆ 高齢・介護分野および障がい分野の関係機関・事業所・当事者団体と連携し、情報共有とネットワークの強化を図ります。
- ◆ ボランティアによる障がい者サロンの運営を支援し、障がいに関わる団体間の連携を促します。
- ◆ 知立市子ども・若者総合相談センター※などの各相談支援機関と連携し、分野横断的な支援ネットワークの一翼を担います。

- ◆ 衣浦定住自立圏の枠組みを活用し、近隣市町のボランティア・市民活動団体との相互交流を促進します。
- ◆ 小学校区ごとの地域課題や活動状況を可視化した地域カルテを整備し、コミュニティソーシャルワーカーの活動や地域での課題共有・対話の基盤として活用します。

※子ども・若者総合相談センター：不登校、ひきこもり、就労、人間関係など、こども・若者やその家族が抱える様々な悩みや課題について相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる総合相談窓口。

市民・家庭では…

- 近隣市民との関係づくり
- 地域のネットワークへの参加
- 地域での困りごとを専門機関へ相談

地域・団体では…

- さまざまな活動をしている地域活動団体等との交流・情報共有
- 行政や社協との情報共有や連携

施策2 地域における出会いと交流のまちづくりの推進

● 現狀・課題

地域において様々な人が交流し、つながりあうためには出会いの場が必要とされています。地域における多くの人との出会いや交流は、地域への関心を高めるとともに、地域の中で課題を抱えた人が孤立せずに支援に結びつくことにつながります。

現在、地域のつながりの希薄化が全国的に問題視されていますが、アンケート調査では、地域のつながりが必要だと思う人は 9 割でした。市民の近所づきあいの程度として「あいさつをする程度のつきあい」が最も多くなっていますが、地域の課題として、「近所の人と交流が少ない」「世代間の交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が上位となっており、市民が交流する機会をつくることや、市民が主体となって地域での交流が生まれるよう、地域の人々が気軽に集える場を身近な地域に整備していくことが必要となっています。誰もが気軽に集い、つながることができる場の充実が求められています。

市の取り組み

- ◆ コミュニティソーシャルワーカーや地域活動主体者と連携し、地域の多様な主体が連携する地域プラットフォームの形成を進めていきます。
- ◆ 西丘文化センター等の地域の身近な施設を活用して講座や地域の交流事業を実施し、地域住民が交流する場づくりを進めていきます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 集いの場としてのふれあい・いきいきサロンの立ち上げと運営を支援します。窓口での受付に加え、生活支援コーディネーターが日常の関わりの中から相談を受けられる体制を維持します。
- ◆ 認知症カフェ、認知症の方を介護する家族交流会、認知症の方の交流会を継続開催します。当事者・家族・地域住民・専門職が集う場として大切に育てます。
- ◆ 家族の介護をしている方や介護に関心がある方を対象とした家族介護教室を開催し、知識の普及と介護者同士の交流を促します。参加者ニーズを把握しながら、テーマを工夫します。
- ◆ 文化・芸術関係団体と連携し障がい児・者文化交流事業を開催することで、障がいのある方やその家族が安心して文化的活動に参加できる機会を提供します。
- ◆ 老人福祉センターにおいて、教養講座・健康づくり教室・短期集中サービスC事業・シニア元気塾等を実施し、高齢者の学び・健康づくり・交流の場を提供します。
- ◆ 身体障害者福祉センター事業を運営し、レクリエーション活動・教養講座等を通じて、障がいのある方の社会参加と地域での交流を支援します。

- ◆ 社会参加が乏しい独居・高齢世帯の方を対象に、孤食と孤立を防ぐことを目的としたシニア元気食堂を実施するなど、フレイル予防と社会的つながりづくりを兼ねた集いの場を提供します。あわせて、認知症予防と地域のつながりづくりを目的とした健康麻雀の地域展開を進めます。
- ◆ 外国人市民を含む多様な背景を持つ方が地域活動に参加しやすい環境づくりを、地域団体とともに進めます。
- ◆ おもちゃ図書館を市と連携して運営し、未就学児とその家族が気軽に集える場を継続して提供します。

市民・家庭では…

- 地域の交流の場への参加
- 交流の場に参加する際の友人や知人への声かけ

地域・団体では…

- 高齢者サロン等の地域の交流の場の運営
- 地域の交流の場への参加の呼びかけ
- 多くの人が参加しやすい場の雰囲気づくり

○西丘文化センターでの事例

西丘文化センターにおける各種講習会や地域交流促進講座の開催を通じた地域住民の交流の創出を図っています。また、同好会などの市民主体の活動にも利用されており、地域住民の交流の場として活用されています。

各種相談事業も実施されているなど、地域社会の福祉の向上に寄与しています。

施策3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

● 現狀・課題

見守りや支えあいの重要性が高まる中、日頃からの関係づくりや災害時の支援体制の構築が求められています。アンケート調査では、支援を必要とする人への手助けや協力について6割を超える人が「手助けしたい」と答えており、その内容は「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

また、災害等の緊急事態発生時に自力で避難できない人等を「手助けしたい」と答えた人は6割を超えており、そのために必要な取り組みとして「地域・隣近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」「災害時の生活の支援体制をつくる」が高くなっています。

本市では、さまざまな団体によりこどもや高齢者の見守り活動が行われています。今後、誰もが安心して暮らせる地域を作っていくために、日頃から信頼関係を構築していくことや緊急時の支えあいの仕組みづくりを進めていくことが必要です。

市での取り組み

- ◆ 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、民生委員・児童委員等と連携し、見守りや訪問調査を実施していきます。
- ◆ 支援が必要な人の把握や地域との情報共有を図り、災害などの緊急時においても支えあえる地域づくりを進めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ ささえあいセンター事業（生活支援体制整備事業）として、知立市ささえあい事業の窓口機能を担い、地域住民による日常的生活支援の仕組みを地域とともに育てます。市と協議を重ねながら、段階的に全市展開できる体制を整えます。
- ◆ 日常的生活支援を通じて地域住民との顔の見える関係を築き、その延長線上で見守りや声かけにつなげます。「生活のつながりから防災のつながりへ」という考え方で、無理なく担い手が広がる工夫をします。
- ◆ ささえあいサポーターの養成を、市と連携して継続実施します。受講者が実際の活動に参加できるよう、活動の場の紹介を丁寧に行います。
- ◆ 防災ボランティア養成講座を継続開催し、防災知識の普及・啓発に努めます。被災地支援等で得た知見をマニュアルに反映します。
- ◆ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルをもとに、防災ボランティア連絡会と協力した立ち上げ訓練や学習会を実施します。資材の確保、関係団体との連絡調整を進め、災害時に円滑なボランティア活動の運営が図れる準備を進めます。
- ◆ 災害対策用備蓄物資を市内の子ども食堂、高齢者サロン、生活困窮者の一時支援にも活用し、平常時の地域支援と災害時への備えを両立させます。

- ◆ 外国人市民とも顔の見える関係づくりを進め、互いの生活習慣や背景への理解を深めながら、地域の支え合いや防災活動への参加につながる土台をつくれます。

市民・家庭では…

- 災害時に一人で避難できない人の隣近所での把握
- 隣近所への日々のあいさつや声かけ

地域・団体では…

- 自主防災組織※や消防団への参加呼びかけ
- 地域での避難支援体制の構築と確立
- 地域や団体でのこどもや高齢者の見守り

※自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行っている。

- ◆ 地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、自立相談支援センター等を運営し、身近で総合的な相談窓口として機能します。各機関の役割と支援内容を地域ケア会議等で共有し、連携を強化します。
- ◆ 総合相談所として、心配ごと相談・人権相談・結婚相談・法律相談を継続して開設し、市民の身近な相談窓口とします。相談員の確保に努めるとともに、複数の相談員による対応体制、相談後の振り返りの機会の確保、相談員向け研修の実施など、相談員が継続して活動できる環境を整えます。
- ◆ コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援を強化します。地域に出向く中で、自ら支援を求めにくい方への声かけや関係づくりを進めます。
- ◆ 知立市子ども・若者総合相談センターなどの各相談支援機関と連携し、複合的な課題を抱える方への包括的支援に主体的に関わります。
- ◆ 民生委員・児童委員の活動を支えるため、地域包括支援センターを通じて健康づくりや高齢者福祉に関する情報をかわら版等で定期的にお届けするとともに、合同での研修・事例検討の機会を設けます。

市民・家庭では…

- 各種福祉サービス情報の収集と活用
- 身近な人や専門機関への困りごとの相談
- 身の回りで課題を抱えている人に対する相談機関の紹介

地域・団体では…

- 各種福祉サービスの情報の収集と活用、メンバー間での共有
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人のちょっとした相談への対応
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人の各種相談機関・専門機関へのつなぎ

施策2 生活課題を抱える人への包括的支援

● 現狀・課題

高齢化の進行や社会環境の変化により、生活困窮、高齢、障がい、子育て、ひきこもりなど、複数の課題を同時に抱える人が増加しています。また、支援を必要としていても制度につながっていない人や、制度の狭間にある人の存在も課題となっています。

事業者ヒアリングの中でも、複合的な課題を抱えていることや、適用できる公的サービスがなく、制度の狭間となってしまう対応に苦慮したケースがあることが分かりました。

支援を必要とする人に適切な支援を行っていくためには、地域における福祉サービスの充実や、地域資源の把握や発掘による支援の充実、サービス事業者や医療機関、行政機関等の連携による包括的な支援体制の整備が必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 地域と連携し、必要とされている支援の把握や福祉サービスをはじめとした支援の担い手確保に取り組みます。
- ◆ 知立市子ども・若者総合相談センターをはじめとする相談支援機関とサービス事業者、医療機関、行政機関等が連携し、支援会議を実施するなどにより、一体的な支援を提供する重層的な体制の整備に取り組みます。
- ◆ 犯罪被害者等が直面している多様な問題に対する相談に応じ、関係機関と連携しながら必要な支援につなげます。
- ◆ 生活を支えるための行政サービス等の公的な支援に取り組みます。

■ 社協の取り組み

- ◆ ささえあいセンター事業を運営し、地域のちょっとした困りごとに住民同士で対応できる仕組みを地域とともに育てます。「できないこと」を数えるのではなく「どこまでならできるか」を一緒に考える姿勢を大切にします。
- ◆ 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業を市の委託事業として継続実施します。新型コロナウイルス特例貸付の償還支援、滞納の解消、債務整理に関する支援など、生活再建に向けた伴走支援を丁寧に行います。
- ◆ 県社協からの事務受託により、生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の相談・貸付・指導を継続します。あわせて、本会独自の小口資金として「かきつばた資金貸付事業」を継続し、不時の出費に対応できる支援を維持します。
- ◆ 高齢者や障がい者等、移動が困難な市民への福祉車両・車いすの貸出を継続します。利用相談の際には、生活全体の困りごとに気づく窓口としても機能するよう心がけます。

- ◆ 福祉機器リサイクル事業、声の広報ちりゅう、ボランティアによる訪問理美容サービスなど、高齢者・障がい者の生活を支える事業を継続します。担い手の高齢化が進む事業については、新たな担い手の確保や事業の在り方の見直しを段階的に検討します。
- ◆ ポルトガル語をはじめとする多言語の相談対応を継続します。窓口での通訳の配置や、通訳ツールの活用により、外国人市民が支援にアクセスできる体制を維持します。
- ◆ 子ども食堂や学習支援団体との情報共有・連携を深め、こどもの生活困窮や孤立への気づきと支援につなげます。
- ◆ 地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援チームの活動を通じ、高齢者の複合的な生活課題への支援を続けます。

市民・家庭では…

- 隣近所の人へのちょっとした手助け
- 困りごとや課題の程度に応じた適切なサービスの利用

地域・団体では…

- 地域の不足している支援・サービスの把握
- 自分たちでできる範囲での支援・サービス提供

施策3 権利擁護の推進

● 現狀・課題

全国的に高齢者やこども、障がい者への虐待や DV といった権利侵害が問題となっています。個人の権利を守るため、相談支援の実施や地域と連携した早期発見・早期支援への取り組みが必要になっています。

また、認知症の人や障がいのある人など判断能力が不十分な人を守るため、成年後見制度があり、その相談窓口として成年後見センターがありますが、アンケートでは知立市成年後見支援センターの認知度が約 1 割となっており、相談窓口の周知を含めた制度の利用促進が必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 虐待やDV等の相談や効果的な広報・啓発を行います。
- ◆ 成年後見制度や利用方法等について周知を進めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や地域、関係機関の連携により、高齢者、児童、障がい者に対する虐待防止、早期発見が行える体制の構築を進めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 高齢者、障がい者、こどもの権利擁護に関する総合相談体制の充実を図り、安心して暮らせる生活の実現に向けた支援を行います。本人の意思決定を尊重した支援を基本とします。
- ◆ 日常生活自立支援事業※の適切な運営を通じ、判断能力に不安のある方の地域での暮らしを支えます。成年後見制度への円滑な移行も意識した支援を行います。
- ◆ 知立市成年後見支援センターとして、相談窓口の周知強化に取り組みます。地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、民生委員等との連携により、必要な方が制度につながるよう支援します。
- ◆ 法人後見の受任を継続するとともに、ニーズの増加に対応できる体制の整備を段階的に進めます。
- ◆ 障害者基幹相談支援センターにおいて、障がい者虐待への対応、緊急時・時間外の相談体制の確保、地域生活支援拠点等の緊急対応など、障がいのある方の権利擁護に取り組みます。
- ◆ 市と連携し、認知症サポーター※養成講座を地域・学校・企業等で開催します。若い世代を含む多世代への普及啓発を進めます。
- ◆ 認知症カフェ、家族交流会、本人ミーティングを継続開催し、認知症の方とその家族を支える場を維持します。
- ◆ 家族介護を担うケアラーが孤立しないよう、家族介護教室、家族会、認知症家族交流会等の機会を通じた相談対応や情報提供を行います。市や関係機関と連携しながら、ケアラー支援の仕組みづくりについて検討を進めます。

- ◆ 地域包括支援センターによる高齢者虐待対応・成年後見利用援助等を継続し、関係機関と連携した権利擁護に取り組みます。

※日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

市民・家庭では…

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解
- 隣近所で虐待や DV 等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

地域・団体では…

- 地域や団体の活動のなかで、虐待や DV 等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

このページでは、成年後見制度の利用促進に関し地域福祉として一体的に推進すべき事項について定めるとともに、知立市成年後見制度利用促進計画の施策として位置づけます。

本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる権利擁護支援を踏まえ、成年後見制度の利用の促進を図ります。

◆ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人を早期発見し、適切に制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築を進めます。

◆ 協議会の継続的な運営・機能強化

被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するために協議会を継続的に運営し、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関との連携し、権利擁護支援体制の強化を進めます。

◆ 中核機関の運営強化

知立市成年後見支援センターを中核機関とし、協議会の運営や地域連携ネットワークのコーディネートを担います。また、中核機関としての機能強化を図り、地域連携ネットワークの充実を進めます。

◆ 周知・広報の充実

成年後見制度を必要とする人だけでなく、福祉・医療関係者や幅広い市民への制度理解を目指し、周知・広報の充実を図ります。

◆ 相談機能の強化

身近な相談先である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談支援機関との連携強化を進めます。

◆ 成年後見制度の利用促進

制度を必要とする人の増大が見込まれるため、法人後見の担い手の活動支援を行い、後見人の受任者調整等を円滑に進められるよう努めます。また、知立市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業からのスムーズな移行を目指します。

◆ 後見人支援

親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる体制の整備を進めます。

施策4 自立・共生及び社会参加への支援

● 現狀・課題

自立とは、自分の力だけで生活する、依存しないという意味だけにとらわれてしまいがちではありますが、援助を求め必要な支援を受けながら主体的に生活するという意味も含まれています。地域の人が抱える課題の多様化、複雑化が進んでいることや、外部とのつながりが少なくなったことで生活に困りごとを抱える人が増えていること、犯罪をした人などが社会から孤立してしまい再び罪を犯してしまうことなどが問題となる中、様々な課題を抱える人が自立し、社会に参加しながら暮らすことができるよう支援を行っていくことが必要となっています。

市の取り組み

- ◆ 生活困窮者に対する自立相談支援などの支援を実施し、生活困窮者の自立を支援していきます。
- ◆ 地域とも連携し、ひきこもりなどの公的制度が届きにくい世帯に対する支援を進めていきます。
- ◆ 知立市子ども・若者総合相談センターを活用し、不登校やひきこもり、就労などの課題を抱える子ども・若者の自立及び社会参加に向けた支援を推進します。
- ◆ 再犯防止の推進に努めます。

■ 社協の取り組み

- ◆ 地域活動支援センター事業（障害者デイサービス講座）を運営し、障がいのある方の自立と社会参加を促進する各種講座を開催するとともに、希望に応じた送迎サービスを提供します。
- ◆ 身体障害者福祉センター事業において、障がいのある方の社会参加に向けた相談対応とレクリエーション活動等の機会を提供します。
- ◆ 市内小・中学校の特別支援学級が行う自立に向けた活動に対し、特別支援学級活動費助成により支援します。
- ◆ 「社協だより」「社協ホームページ」を通じて、生活困窮者自立相談支援に関する情報提供を継続します。ポルトガル語をはじめとする多言語対応により、外国人市民が制度や支援にアクセスできる体制を維持します。
- ◆ 子ども食堂・学習支援団体との連携を継続し、生活困窮の状態にある世帯やこどもへの支援の幅を広げます。多重債務を抱える方には関係機関と連携した生活再建支援を行います。
- ◆ 知立市子ども・若者総合相談センターと連携し、ひきこもり状態にある方が社会との接点を取り戻せるよう、当事者のペースを大切にした関わりを進めます。

- ◆ 民生委員・児童委員や関係機関を対象に、生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業、家計改善支援事業に関する研修・説明会を行い、地域での気づきと相談につなぐ力を高めます。
- ◆ 新型コロナウイルス特例貸付の償還が進む中、生活再建の伴走支援を丁寧に行います。

市民・家庭では…

- 生活困窮者自立支援制度の適切な理解と活用
- 隣近所で把握できる生活に困っている人に関する情報提供

地域・団体では…

- 地域や団体活動での生活に困っている人の把握、行政・社協や専門機関への情報提供

このページは、再犯の防止に関し地域福祉として一体的に推進すべき事項について定めるとともに、知立市再犯防止推進計画の施策として位置付けます。

刑法犯認知件数中の再犯者の割合が全国的に減少傾向にあり、愛知県内においても同様に減少傾向であるものの、4割を超える状況となっています。

そのような状況を踏まえ、国及び愛知県ではそれぞれに再犯防止の推進に関する計画を策定し、再犯の防止に取り組んでいます。

国及び愛知県の取り組みを踏まえ、本市においても、本市の実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

◆ 広報・啓発活動の推進

再犯防止や更生保護に関する理解を促進するため、「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する周知・啓発活動に取り組みます。

◆ 就労の確保

刑務所出所者等の雇用や自立、社会復帰に協力する協力雇用主※の確保に取り組めます。

◆ 薬物依存を有する者への支援

薬物依存を有する者が適切な治療・支援により、早期の社会復帰につながるができるよう、相談機関等において薬物依存に関する知識・理解の向上に取り組めます。

◆ 更生保護に関する団体との連携

保護司※会や更生保護女性会など、更生保護活動を行う団体・支援者と、保護観察所などの関係機関との連携強化に取り組めます。

◆ 保健医療・福祉サービスの利用促進

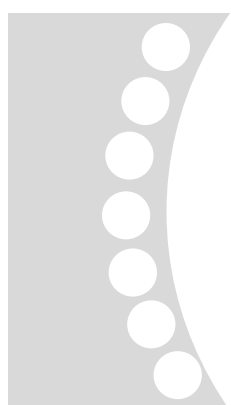
必要な人が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に取り組めます。

◆ 非行の防止

非行の防止につなげるため、知立市子ども・若者総合相談センターや子ども食堂、学習支援活動等を活用したこどもの地域社会からの孤立の防止に取り組めます。

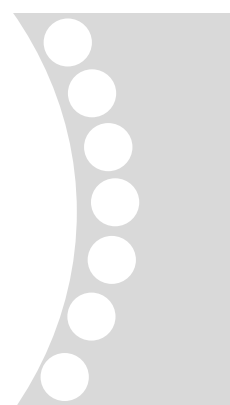
※協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

※保護司：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアのこと。犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行う保護観察や生活環境の調整、犯罪予防活動などの活動をしています。



第5章

資料編



1 策定の経過

年月日	内容
2025 年 8 月 27 日	令和 7 年度 第 1 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 会長、副会長の選任 (2) 第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画のアンケート案について (3) 計画策定スケジュール・計画の策定体制について
2025 年 10 月～11 月	知立市地域福祉計画・知立市地域福祉活動計画策定に係る市民アンケート調査の実施
2025 年 12 月～ 2026 年 1 月	関係機関向けヒアリング調査の実施 ・相談支援を行っている事業者（6 団体）
2026 年 2 月 3 日	令和 7 年度 第 2 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) アンケート結果について (2) ヒアリング結果について
2026 年 3 月 25 日	令和 7 年度 第 3 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 各課ヒアリング結果について (2) 基本目標について
2026 年 5 月 27 日	令和 8 年度 第 1 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
2026 年 7 月 10 日	令和 8 年度 第 2 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の修正について
2026 年 9 月 9 日～ 10 月 9 日	パブリックコメントの実施
2026 年 10 月 日	令和 8 年度 第 3 回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について

2 知立市附属機関の設置に関する条例

○知立市附属機関の設置に関する条例

平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号
改正
平成 27 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 28 年 3 月 25 日条例第 2 号
平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号
平成 29 年 3 月 23 日条例第 1 号
平成 30 年 3 月 26 日条例第 18 号
令和 2 年 3 月 19 日条例第 8 号
令和 2 年 12 月 22 日条例第 42 号
令和 6 年 3 月 19 日条例第 13 号
令和 7 年 3 月 19 日条例第 18 号

知立市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任意務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 知立市総合計画審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 17 号）

- (2) 知立市特別職報酬等審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 18 号）
- (3) 知立市福祉体育館運営審議会条例（昭和 56 年知立市条例第 39 号）
- (4) 知立市保育行政審議会条例（昭和 63 年知立市条例第 6 号）
- (5) 知立市福祉の里ハツ田運営審議会条例（平成 5 年知立市条例第 26 号）
- (6) 知立市介護保険等審議会条例（平成 12 年知立市条例第 24 号）

3 この条例の施行の際、現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第 4 条第 3 項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	都市計画審議会委員		

」を

「

	都市計画審議会委員		
	立地適正化計画策定委員会委員		

」に改める。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育行政審議会委員」を「保育行政等審議会委員」に、同表中

--	--	--	--

「

放置自動車廃物判定委員会委員
都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員

」を

--	--	--	--

「

放置自動車廃物判定委員会委員
空家等対策協議会委員
都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員
総合公共交通会議委員

」に改める。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

--	--	--	--

「

都市計画審議会委員

」を

--	--	--	--

「

都市計画審議会委員
都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会

」に改める。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

--	--	--	--

「

障害者地域自立支援協議会委員

」を

「

障害者地域自立支援協議会委員

地域福祉計画策定委員会委員

」に改める。

附 則（令和2年12月22日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月19日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表総合公共交通会議委員の項を削る。

別表（第2条―第4条関係）

執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	知立市男女共同参画推進審議会	(1) 知立市男女共同参画プランに関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市総合計画審議会	総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は社会教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市教育委員会の教育長及び委員 (6) 市農業委員会の委員	2年
	知立市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体を代表する者 (2) 市民	審議期間
	知立市障害者地域自立支援協議会	(1) 知立市障がい者計画・障がい福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、障害者の自立した生活を支援するための方策その他必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (2) 公共的団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	2年
	知立市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民	2年
	知立市保育行政等審議会	市の保育行政等に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 保育所等に在籍する児童の保護者	審議期間
	知立市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所の要否等に関する事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 医療、保健又は福祉の関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市の職員	1年
	知立市介護保険等審議会	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく知立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく知立市老人福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 介護保険サービスにおける苦情処理に関し必要な事項を調査審議すること。 (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 (4) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 医療、保健又は福祉の関係者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) 介護保険の被保険者たる市民 (4) 関係行政機関の職員	2年

知立市福祉の里ハツ田運営審議会	知立市福祉の里ハツ田の運営に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 医療又は福祉の関係者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) 市民	2年
知立市予防接種事故対策協議会	予防接種により生じた健康被害の原因の追求及び適正な措置に関する事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 医療の関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市の職員	3年
知立市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項の規定に基づく空家等対策計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 市長 (2) 弁護士 (3) 学識経験を有する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑の基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画、都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
知立市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生整備計画事業の事後評価に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) その他市長が必要と認める者	1年
知立市福祉体育館運営審議会	知立市西児童センター、知立市老人福祉センター、知立市身体障害者福祉センター及び知立市市民体育館の運営に関する重要事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 福祉又は社会教育の関係者 (2) 地域団体を代表する者	2年

教育委員会	知立市いじめ問題対策委員会	(1) いじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。 (2) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をすること。	5 人以内	(1) 弁護士 (2) 医師 (3) 学識経験を有する者 (4) 心理に関する専門的知識を有する者又は福祉の関係者	調査期間
	知立市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条に規定する重要事項を調査審議すること。	10 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育又は社会教育の関係者 (3) 地域団体を代表する者 (4) 市民	2 年

3 知立市地域福祉計画策定委員名簿

機 関	団体名等	名 前
地域住民代表	一般公募委員	伊 藤 香 理
		村 松 義 哉
		甲 斐 春 美
福祉関係等 諸団体の代表	知立市社会福祉協議会	高 橋 敦 子
	知立市区長会	柴 田 友 良 (～R8.3.31) 益 田 雄 二 (R8.4.1～)
	知立市民生・児童委員連絡協議会	箕 浦 昇 (～R7.11.30) 谷 田 一 敏 (R7.12.1～)
	知立市身体障害者福祉協議会	神 谷 利 男
	知立手をつなぐ育成会	○永 井 淳 子
	かとれあ福祉ネット	豊 田 静 敬
	知立市青春クラブ連合会	三 浦 康 司
学識経験者	大学名誉教授（名古屋大学・日本福祉大学）	◎蔭 山 英 順

◎：会長 ○：副会長

（順不同：敬称略）

4 SDGs



SDGs とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、「知立市民みんなで“つくりあげる” 地域福祉」の実現を通じて、この目標への貢献を目指しています。

第4次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画【2027年度～2031年度】

発行年月：2027年3月

発行：知立市・社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

編集：知立市 福祉こども部 福祉課

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地 電話 0566-83-1111（代表）

社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

〒472-0012 愛知県知立市八ツ田町泉43番地（知立市福祉の里八ツ田地内）

電話 0566-82-8833